

第六十一回 参議院文教委員会會議録第十四号

昭和四十四年五月八日(木曜日)
午前十時十七分開会

委員の異動

五月七日
辞任
山本敬三郎君
佐藤 一郎君
補欠選任
青柳 秀夫君
中村喜四郎君

出席者は左のとおり

委員長
理事
久保 勘一君
楠 正俊君
田村 賢作君
小林 武君
安永 英雄君

委員

小林 国司君
大松 博文君
中村喜四郎君
永野 鎮雄君
秋山 長造君
川村 清一君
鈴木 力君
内田 善利君
萩原 幽香子君
鈴木 力君
委員以外の議員
松永 忠二君

議長
閣議大臣
文部大臣
坂田 道太君

政府委員
文部省初等中等
教育局長
宮地 茂君

文部省大学学術
局長
村山 松雄君

文部省管理局長 岩間英太郎君
事務局側
常任委員会専門 渡辺 猛君
説明員
文部省初等中等
教育局地方課長 別府 哲君

本日の会議に付した案件

○児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案(松永忠二君外二名発議)

○国立学校設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案(鈴木力君外一名発議)

○へき地教育振興法の一部を改正する法律案(鈴木力君外一名発議)

○教育、文化及び学術に関する調査(部教組事件)についての最高裁判決に関する件

○委員長(久保勘一君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨七日、山本敬三郎君、佐藤一郎君が委員を辞任され、その補欠として青柳秀夫君、中村喜四郎君が委員に選任されました。

○委員長(久保勘一君) 児童生徒急増地域等に係る小学校及び中学校の施設の整備に関する特別措置法案を議題といたします。

本法案につきましてはすでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。政府側から岩間管理局長、宮地助成課長、以上

の方方が出席いたしております。
質疑の申し出がございますのでこれを許します。田村君。

○田村賢作君 ただいま提案されました法案に対して五つばかりの質問をいたします。初めの二つの問題は提案者に対し質問をいたします。し、あとの三つの問題は管理局長に質問をいたします。

この提案の理由に示されておりますように、社会構造の急激な変革、経済の激動等によりまして、著しい過疎地帯ができました反面に、これまた好ましからざる過密地帯が生じておりますことは、まことに教育の問題から見ても大きな問題を投げかけておることとございまして、過疎には過疎の悩みがあり、過密には過密の問題点もあるわけでございまして、この法案に主張しておりますような趣旨というものは私も全面的に賛成であります。ただこの法案の内容条件そのものは別

といたしまして、この趣旨には私も賛成をするものであります。最初提案者に質問をいたしましたと思ひますが、児童、生徒の急激に増加した地域に対しまして、その施設を整備いたします等のための特別の措置を講ずべきであるということでございますが、特別措置を講ずる必要のある地域を指定するその基準と申しますか、目安と申しますか、どういふ地域には、あるいはこれこれのような条件の地域にはそのような措置を講ずる必要があるというようなその目安が基準か、そのようなことになるという問題につきまして御説明をいた

きたと思ひます。

○委員以外の議員(松永忠二君) 御質問のありました点、特に趣旨に賛成であるというお話でありました。特に私たちの聞いておりますところは、ここに提案いたしましたような特別の措置を文部省自身が大蔵省に要求をしておったということも

伝えられておるのであります。しかし、なかなかその目的が達成されなかった、こういう話であります。一部土地について整地費が予算化された点があるわけですが、そういうふうな点からいへば、この趣旨を生かすのにはどうしてもやはり立法という措置を行なうということが必要である、そういうことによつて、すでに政府自身も考

えておる事柄が、関係の文部省だけでは実現できないという状況にも入つておる現段階において、こういうような措置が必要だということをお私たちが強く考へておるところであります。ぜひこういう点について与野党一致しての推進をお願いしたいと思います。特にまた、本法案を提案いたしました際にも、実は当文教委員会が実情調査をしていただいたわけでありまして、その結果に基づいてこの立法の必要性を各党とも認識をされたわけでありまして、私たち社会党でも実は党内の文教部会ではいろいろと討議をいたしましたことも、でき得るならばこれをほんとうの意味の議員提案としてまとめたというところから、当時の文教委員長でありました中村喜四郎氏にもこの点を特に申し上げて自民党内における対策の樹立をお願いしたわけでありまして、そうしても自民党でそういう考へ方ができるならば、お互いに素案を持ち寄つてひとつ合意に達するようにしていきたいというようなことも実は党のほうから申し入れたところでありまして、残念ながらそこまですでに提案したので、したがって、私たちとしては法案を提案するということになったわけでありまして、行政当局自身も必要性を感じておるところであります。すし、そういう意味からいって議員立法として非常に適切なものであるというように私たち考へておるのであります。したがって、この法案ではできるだけ実現性ははかられるような考へ方をとつたわけでありまして、実はすでに予算は成立い

たしましたけれども、予算成立後でも直ちにこの法案が通れば実施できるような配慮を要はしておるわけでありまして。そういうたてまえから、いまお話になりました指定の基準についてもわれわれは十分なることを望みたいけれども、現実にはそれを実施するのは金の面もあることでありますので、まず最初の段階でどの程度金ができて、どの程度の地域に実施できるのか、これを一方的にきめてつけて法律化するということについては、現実に困難なところがあるのではないかと、いふような配慮もあつて、実はそこにあるように政令で指定地域をきめる、したがって、もつと広範囲なところにとつてもいい、こういう考え方であつたとしても、やむを得ない場合には特にその中の著しい地域を指定していくという形の中で実現をはかっている、こういう意味で政令で指定する地域をきめるというふうな実は法律にしたわけでありまして、したがって、そういう趣旨から、さういふふうになつたわけでありまして、たゞ、その場合にどういふ地域を指定していったらいいのかという点についてであります、実は首都圏の社会増地域の教育長協議会等がある調査したものをまとめておるのであります。で、この地域で、過去昭和三十年から四十三年までの実際の増加の小、中学校の状況と、四十四年以後に推定される生徒の増加数等を発表しているのがあります。これらによりまして、たとえば小学校などについては四十一年に、前年に比べて七%、四十二年に三%、四十三年に九%、四十四年は二%、四十五年は一%、四十六年は一四%、四十七年は一三%、四十八年は一%という増加が小学校で見られる。中学校については四十一年、四十二年は前年より減少してゐるのがありますが、四十四年になって六%の増加を見、四十四年以後は、四十四年に五%、四十五年は八%、四十六年に九%、四十七年に一四%、四十八年一七%という割合で前年度よりも生徒数がふえていく状況であるようでありまして、したがって、過去あるいは三年間とかにおいて生徒の増加率が、あるいは三%か

ら五%をこえている、今後の推定によつて、年大体五%をこえているものとか、こういうようなことを考へていけば、この首都圏だけでなしに地方の中小都市における増加等についてもこの対策ができるのではないかと、したがって、いろいろな選択のしかたがあるわけでありまして、過去数年の増加率と今後数年間の増加の率の推定に基づいて三%とかあるいは五%を前年と比較して増加していくような地域に適用していく、あるいは前年に比較して五%なり一〇%増加した地域は、その年にさういふ地域に該当した地域として、その年から指定の地域に入れていくという、数年の実績と今後の見通しの上で立つて地域を指定していく、あるいはその年度ごとに非常に過大な増加のものについて指定をしていくというやり方もあると思うわけでありまして、いづれにいたしましても、的確に何%が妥当であるかということについては、これはやはり相手が金のことであるので、さういふこともかねかねながら考へたい。まあ過去の実績三%ないし五%の増加、今後さういふものをこえるものについてその地域を指定していくといふふうな、いろいろなデータも出ておりますので、これに基づいて予算の実現性の可能な範囲で、ひとつ政令で地域を指定していくというように、実際にそれが適用できていくのではないかと、それがまた実際の趣旨を生かす道ではないかと、さういふふうな意味からさういふ考へ方をとつて立案をしたのであります。以上でございませう。

○田村賢作君 いずれにいたしましても、生徒、児童の急激な増加によつて施設が間に合わないといふようなことのために、あるいは二部授業が行なわれる、あるいはしつ詰めの教育が行なわれる、あるいはだしい場合には青空教室まで出てくる、さういふようなことで著しく教育の条件を悪化させておるわけでありまして、必然的にこれは教育の能率を低下せしめる、教育の水準の低下を来たすといふことは当然の結果でございますが、この趣旨説明に出ておられますように、屋内体

操場とかプールとか給食施設とか、さういふような設備もできていない、また教材とか教具等も十分であるといふことのために教育の水準が非常に低下しておるということが憂へられるという、いわゆるさういふことのためにさういふような低下の現象が起きているといふ具体的なことがございまして、ならばお聞かせをいただきたい。

○委員以外の議員(松永忠二君) これは具体例もあるわけでありまして、ここに横浜市の小学校などについて、特別教室の保有状況が標準の一八%、プールの設備も五〇%である、あるいは東京都の町田市の場合には屋内体操場を持っている学校は全然ない、プールの設備も二十の学校の中で二校しかないといふような具体的な事実もあるわけ、たとえばそのほか教材、教具の設備などは格段の差があるといふふうな調査に出ているところでもあります。そのほか非常にプレハブ住宅を急増しているところの施設として使つて、さういふ事例も各地にあるわけでありまして、したがって具体的に教育の水準が非常に低下しているといふ事実が明らかにしていると思ふのであります。

先ほど申しましたような問題等については後ほど、文部省等も調査資料を持っていますと思ふのであります、具体的に実情をよく把握をされていることだと思ひますので、ひとつその方面から御答弁をいただくし、また現に先ほど申しました指定の基準等についても、社会増のための施設補助についてのパーセントを持っていますわけでありまして、したがって文部省が考へている社会増といふのは一体どういふ基準をもつて現に実行しているのかといふような面も明らかにしたいと思いますので、さういふ点もひとつ関係のほうから聞きいただいて、ぜひともひとつさうした教育水準の低下をできるだけ早く防ぐことのできるような措置が実行できるように私たちは期待をしたいと思います。

○田村賢作君 次に、文部省のほうに御質問いた

しますが、過密地帯ですね。教育の施設を増設する場合に、校舎を建てるといふことについては政府の援助もありまして、まあ何とかやつてやれないことはないと思ひますが、問題は、いづれもそのような地域は地価が著しく高い。そのために学校をつくる用地の購入がきつめて大きいネットになつていくわけですね。これが私は地方公共団体の一番大きな悩んだところですが、これを何とか解決してやらぬことには施設の整備ということとは容易でない。そこで文部省はこれらの学校の用地を購入することに對してどのような財政援助の考へがあるか、その辺のことにつきましてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま御指摘がございましたように、急増地帯の社会増地帯の建築状況にあるといふことを聞いております。文部省といたしましては、これに對しては、たとえば国庫補助といふふうな道もいろいろ検討いたしたわけでございますけれども、四十三年度をとつてみますと、約二百六十七億程度の土地購入の実績があつたやうでありまして、きつめて多額の補助がつきましては、いろいろな問題がございまして、ほかの省との関係その他いろいろ問題があるように聞いておりますが、そこで文部省といたしましては、これは一応起債で措置をするといふふうな方針をとりまして、四十三年度におきましては、政府資金約二十億円を用意したわけでございますけれども、その他の繰越債等を含めまして、先ほど申し上げました二百六十七億に對しては、二百二億の起債の許可の措置をとつておるような状況でございます。四十四年度につきましましては、文部省といたしまして、この二十億を大幅にふやしてほしいといふことを自治省にお願いを申し上げましたところが、結果的には、それが政府資金が五千億といふふうなことになるわけでありまして、なお、その他の繰越債等の許可につきましては、これは今後自治省のほうで許可を

行なうわけでありするけれども、私どものほう
としましては、やはり四十三年度と同じような規
模の土地買収の需要があるのじゃないかというこ
とを考えまして、この点につきましては、自治省
とも十分連絡をとりまして、地方財政に大きな負
担をかけないようにしてまいりたいというふうな
考えでおるところでございます。

○田村賢作君 これはできるだけ補助政策でいく
ことが考えられますが、なかなかこれは条件がむ
ずかしくなりますから、やっぱり起債政策による
ことが一番妥当ではないかと思いますが、それに
は十分起債でまかない得るような対策を立ててほ
しいと思います。

ところで本年度の予算に、用地の造成費です
か、三億円ほど用意してあるようですが、これも
非常に時宜を得た処置だと私は思いますが、これ
は先ほど提案者の松永委員からお話がありまし
たが、この三億円の用地造成費を具体的にどのよ
うな方法で助成していくかということ、それには
何か一つの目安をつくるか、ものさしをつくるか
というふうなことにあるいはなるかどうかかわり
ませんが、これは松永委員に私は質問した第一番
目の、地域指定というものともあるいは関係があ
るかもしれないが、その辺の考え方をひとつお
聞かせいただきたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 御指摘のとおり、松
永先生が先ほど御説明いただきました問題とも関
連するわけでございますが、ただいま田村先生か
らお話がございましたように、ことし三億の学校
用地の造成に対する助成費が出されております。

これは打ち割って申し上げますと、最終的に大臣
折衝で三億というふうなことがきまつたわけでござ
いまして、積み上げて問題をきめたわけではな
いわけでございますが、まあ具体的に私どものほう
では社会増対策の一環として、児童または
生徒が急増いたしました市町村につきまして小学
校あるいは中学校を新設するために取得いたしま
した学校の用地を整地するために必要な工事、こ
れはたとえは切り土、盛り土、あるいはがけの土

どめ、地ならし、それから排水等も含めましてそ
ういうふうな整地に要する費用について三分の一
を補助するということになっておられるわけござ
いますけれども、先ほど松永先生からお話ござ
いしました、児童または生徒が急増した市町村と
いうのは何かという問題でございますが、これは
ただいまこの三億というワケがきまつております
ので、各都道府県と五月の末にいろいろ御相談す
ることになっておりますが、その際にどういうよ
うな希望が具体的に出てくるか、それを見まして
できるだけ現実の実態に即したようなやり方を考
えたいというふうな思っておりますので、はつき
りしたことはまだ申し上げかねるわけございま
すけれども、まあ私も常識的に考えております
のは、先ほど松永先生から数字をあげて御説明ご
さいましたような点も考慮いたしまして、考え方
といたしましては同じようなことになると思いま
すけれども、まあ抽象的に申しますと、平均増加
児童、生徒数を上回る市町村、そういうものを一
応第一次の対象にして考えていったらどうかとい
うことをただいまのところ考えておりますが、こ
の点につきましては五月末の各都道府県との具体
的な御相談の際に、もう少し具体的に掘り下げて
まいりたいというふうな考えておる次第でありま
す。

○田村賢作君 最後に、義務教育施設に対する国
庫の負担の問題ですが、これにはいろいろないま
までの経過があったかとは思いますが、現
在の小学校の施設の場合には三分の一、中学校の
場合には二分の一という負担率になっていま
すが、この提案された法案ではどうもこれはひと
しく三分の二にせよということを主張してござ
います。三分の二にできるならばこれにしたいこと
はないと思いますが、事財政に関する問題であ
りますから、一挙にそのような状態にまではな
かなか困難であろうかと思いますが、さしあたり
は小学校の三分の一、中学校の二分の一という格
差を解消してもらいたいと思っております。した
がって、小学校も中学校と同じようにこれは二分

の一にすべきだ、ことに過密地帯で先に施設をし
なきゃならぬのは小学校なんです。小学校から
中学校に移っていくんでありますから、その先
に建てられる小学校が三分の一であつて建ててい
く中学校が二分の一だというのは実情に合わない
い。また小学校と中学校というものの区別をする
こともこれも理論的にすっきりしない。したがつ
て、ひとしく義務教育施設であるからこれは全部
二分の一にするということ、それからもう一つ
は、いわゆる地方公共団体の超過負担ということ
が問題になっておりますが、その建築単価の基準
がこれも実情に合っていない。だから二分の一と
いう補助率であります、実際は二分の一にな
らないという場合が多いわけなんです。これも実情に
合致してほしい。さしあたり私は小学校も中学校
もこれは二分の一にしてほしい。これについての
御意見を聞かせただきまして、私の質問を終
わります。

○政府委員(岩間英太郎君) まず、ただいま御指
摘いただきました問題はごもっともなことでござ
いまして、再三国会においても御指摘を受けてお
るような点でございます。私も従来から引き
続いて予算要求をしていたのでございますけれど
も、もうこういふふうな長くいつまでもこの問題
を引っづけておるということ、いかにも私も私
としましてはまあ怠慢のそりを免かれたいと申
します、そういう点がございまして、ぜひ近い
機会にこれは何らかの解決をしたいというふうな
考えておるわけでございまして、御指摘の
ございしましたように、負担率が小学校と中学校で
違ふというのは確におかしいわけでございます
。それからまた、特に急増地帯におきましては
小学校の建築が先だというふうな点もございま
す。そういう点はございまして、この負担
率の問題は従来から事業量、それからまた田村先
生から御指摘がございました単価、構造比率の引
き上げという問題と毎年競合するわけでございま
して、負担率の引き上げにつきましてはこれはや
はり数十億の費用がかかるわけでございまして、

それにつきまして別に構造比率あるいは単価の引
き上げ、あるいは事業量の増大というふうな問題
とからみ合せて、どちらかと申しますと、事業量
をふやす、単価、構造比率を直していくというふ
うなことに従来力を入れていたというのが実情で
ございます。と申しますのは、負担率はかりに三
分の一でございしても、あとの三分の二につき
ましては御案内のとおり七五%を地方債で、それ
から二五%を地方交付税で財源措置をするという
ふうなことにいたしておりました、特に四十三年
度から地方交付税におきまして二五%の裏財源の
措置をするということが、これは実質的に別のこ
とばで申しますと別の形で補助的な財源措置を
したということにもなったわけでございます、
ちやうど三分の一がその二五%の裏財源の地方交
付税の分を加えまして二分の一になるというふう
な計算にもなるわけでございますが、いづれにい
たしましても御指摘のございましたように、小学
校三分の一、中学校二分の一というふうな姿はこ
れは好ましいことではございせんし、また特に
社会増地帯におきましては御指摘のような点があ
るわけでございます。この点につきましてはでき
るだけ早い機会にこれを解消するように最大の努
力をいたしたいというふうな考えております。
○委員長(久保勲一君) 本案に対する本日の質疑
はこの程度にいたします。

○委員長(久保勲一君) 国立学校設置法の一部を
改正する等の法律案を議題といたします。
本法案につきましてはすでに提案理由の説明を
聴取いたしておりますので、これより質疑に入り
ます。
政府側から坂田文部大臣、村山大学学術局長、
以上の方々が出席いたしております。
本案について質疑の申し出がございしますので、
これを許します。安永君。
○安永英雄君 国立学校を設置する問題が議案と
なっておりますが、内容を見てみますと、三重大
学に工学部を設置する、あるいは大阪外語大学に

それにつきまして別に構造比率あるいは単価の引
き上げ、あるいは事業量の増大というふうな問題
とからみ合せて、どちらかと申しますと、事業量
をふやす、単価、構造比率を直していくというふ
うなことに従来力を入れていたというのが実情で
ございます。と申しますのは、負担率はかりに三
分の一でございしても、あとの三分の二につき
ましては御案内のとおり七五%を地方債で、それ
から二五%を地方交付税で財源措置をするという
ふうなことにいたしておりました、特に四十三年
度から地方交付税におきまして二五%の裏財源の
措置をするということが、これは実質的に別のこ
とばで申しますと別の形で補助的な財源措置を
したということにもなったわけでございます、
ちやうど三分の一がその二五%の裏財源の地方交
付税の分を加えまして二分の一になるというふう
な計算にもなるわけでございますが、いづれにい
たしましても御指摘のございましたように、小学
校三分の一、中学校二分の一というふうな姿はこ
れは好ましいことではございせんし、また特に
社会増地帯におきましては御指摘のような点があ
るわけでございます。この点につきましてはでき
るだけ早い機会にこれを解消するように最大の努
力をいたしたいというふうな考えております。
○委員長(久保勲一君) 本案に対する本日の質疑
はこの程度にいたします。

大学院を設置する、こういった、そのほか二件はどの内容を持った法案であります、私はただ単に三重大学あるいは大阪外語という、この設置の問題に入りまします前に、現在当面しております大学の紛争の問題について、すべてこの学部運営、あるいは聞くとともにあります、この際教育制度を抜本的に改めて大学院大学の構想等も飛び出して現在の現状でありますので、一応現在の大学問題に対する文部省の態度について伺いをいたしたいと思ひます。当面のただ単に工学部を設置するとか、大学院を設置するとかいうだけの問題にとどまらず、この法律案を検討する中で、やはり将来のあるべき大学の姿というものを検討する必要があるかと思ひます。そういう意味で、私はここで当面しております大学の問題について深く検討するといふそういう気持ちにはございせんが、六日の日に文部省として当面のこの紛争処理のための臨時的な立法をするという態度に踏み切られたやに聞いております、ある程度の骨格を持つて党との話し合いも行なわれたという報道がありますが、文教に私どもも関係で、この点について現在の処理法案というものがまだどうなるかわかりませんけれども、その骨格について、大臣は今日まで、あるときは、この大学の紛争については現行法の中で強い助言と指導、こういったことで何とかこの紛争を静めたいと、こういう意向も発表されたこともありまします、あるいはまた、四月三十日には中教審の答申が出ましたが、この答申を待つてそしてこの紛争に対処する態度というものをきめたい、こういうことで、中教審の答申を待つてというふうな気持ちでおられたし、内心ではやはり現行法の中で何とか処理できるものなという気持ちもあったと思ひます。それが、現在では、やはりこの紛争処理のための新しい立法をひとつやらなければならぬ時期が来たのだというふうな踏み切られた心境と、それからどういふふうなこの処理法案の内容を規制していくのかという腹案等につきまして大臣の答えをお願いします、というふうな考えます。

○国務大臣(坂田道太君) 私はかねがね、この本委員会におきましても、中教審の答申を待つて、もし必要があるとするならば立法措置も考えるということを言い続けてまいりましたのでございませう。その中教審の答申が去る四月の三十日に行なわれました。私といたしましては、この中教審の答申を尊重したいと考えては、さうすぐ事務当局に對しまして、このうち行政措置でやれる部分あるいはどうしてもこの点は立法が必要だといふような仕分けをしてもいい、また同時に、立法をするとするならばどういふようなことになるかといふことについての検討はいまだ命じておるわけでございませうが、まだその成案を得たわけではございせん。まあ新聞等には出ておりますけれども、それはおそろしく推測記事だと思ひます。で、私は、この本委員会でも申し上げておきますと、やはりこの大学の問題は、基本的に申しますと、まず第一には、大学みずからが自主的に紛争解決に当たるといふことでなければならぬし、また、それに対して、われわれ政府、文部省というものが援助をする、あるいは指導、助言をするという形が望ましいといふふうに考えております。で、これはやはり私は、基本にそういう態度がなければならぬといふまでも考えておるわけでございませう。ただ、御承知のとおり、今日国立大学三十三校、公立四校、私立七校、合せて四十三校がまあ紛争校と言われているわけでありまします。これにつきましても、いろいろ紛争校の定義もございませうから、新聞報道等でのこの数を上回るということも伝えられておりますが、一応、われわれといたしましてそのような数字を把握をいたしておるわけでございませうが、しかもその三十三校、国立大学全体の四〇%というものが三十三校といふことでございませう、それが、占拠されたり、あるいは封鎖をされたり、あるいは授業ができなかったり、ストライキの決議が続けられたままになっておたりという状況で、今年合格をいたしました入学者ですら、国立に關しますと、三〇%の一万九千六百十五人というのが自宅

待機のやむなきに至つておる。まあ来年の入学試験も六月ぐらいからはこの準備を整えなければならぬ。こういうような状況をただ見過ごしていかぬどうか。また来年になるとどういふ事態が起ころぬとも限らない。それではたして文部大臣としての国民に対する責任を果たしたことになるだろうかといふことを考えました場合に、やはり何らかの必要最小限の措置といふものは考えざるを得ないのじゃないかといふような心境にございませう。したがういまして、私といたしましては、大学の問題といふものは、国民の大多数の支持と協力あるいは合意という上につけて、しかも大学当局の協力、理解、また、したがういまして、政治の場におきましても、なるだけ多数の党の御理解を賜ふることによつて、もし必要であるとするならば、必要最小限の立法措置も考えざるを得ないのじゃないかといふふうに考えております。したがういまして、党のほうにおきましても、また総理のほうにおかれましても、近く各党に御協力方をお願ひをするという段取りも発表されたやうなわけでございまして、その辺の動きを踏まえて、立法するかしらないか、立法するとすればどういう程度にするかといふことは考えてみたいといふふうに思つておるわけであります。

○安永英雄君 いま大臣としては、最小限度の処置は現在のところ必要だと思つておられること、私がお聞きしました、いわゆる文部省の考えの骨格といふものは、骨子というか、言いかえましますと、自民党との打ち合わせ、こういったところの内容についてはすべて新聞の推測だと、こうおっしゃいますけれども、まあこれは言えないところもあるかもしれないけれども、少なくとも全国的に、いま大臣がおっしゃる最小限度の措置といふ内容が、もう国民全般に知れてゐる。これはまあ誤報とも出てゐる。したがういまして大臣の口からおっしゃなければ、私が一応申し上げてみたいと思ひますけれども、一応紛争収拾の四段階を設けていきたいと思います。

第一段階が、紛争が起きてから一カ月程度までとして、この間は紛争解決に大学の自主的な努力を期待する期間としております。

第二段階では、大学の申し出に基づいて政府は紛争の認定をする。この場合、第三者的な機関を設けて、そこで紛争が紛争でないかという認定をさせる。まあこれは推測かもしれないけれども、いわゆる大学正常化委員会、こういったところまでも報道がされておるし、仮称かもしれないけれども、そういった第三者機関を設置する。そうしてその紛争といふふうな認定を受けた大学は、学長に権限を集中する措置をとる。これを法文化したい。

第三段階では、紛争の相当長期化した場合で、大学側が学内運営委員会のような機関にはかつた上、一時休校の措置をとれるようにするといふ。休校措置といふものを第三段階では考えてゐる。

第四段階では、紛争が半年以上も長期化して解決の見通しがつかない場合で、大学の申し出により正常化委員会の意見を聞いた上、政府は一時閉校などの非常措置をとれるようにする。こうした事態の場合、大学側は学外者も加えた再建委員会を設け、紛争収拾にあたることとするが、一年たつても紛争が解決しないときは、大学の申し出に基づいて文部大臣はその大学を改組するか、廃校にするか、これを正常化委員会といふふうなところの第三者機関にはかつてきめる。そうして一時閉鎖の場合、大学校内の立ち入り禁止や大学正常化に非協力的な教員を一時的に隔離する措置をとるといふことも含まれてゐる。

まあこれは大臣が言われる、推測に基づいて報道機関が報道したといふふうにとりましても、ただ単に最小限の措置といふふうには大臣は考えられておりますけれども、これは相当な非常手段といふふうには私は考えます。

これはこれ以上私は突つ込んでこの問題について討論しようとか質問しようとかは考えまじせんけれども、少なくとも大臣が一応現行法の範囲内で助言あるいは指導という、こういった点でやりた

いと思うけれども、現状を見た場合に最小限の措置にとどめるといふに言われた内容とはずいぶんかけ離れた感じを受けます。

そこで、もう一回お尋ねしますが、いま大体私が申し上げたような骨格だということはいえるのでしょうか。それともあるいは党首会談その他のところに出られて白紙で、こういうことは抜きにして、これは新聞の先走りの推測だということとして、一切こういう内容ではないのだ、とにかく私としては最小限の措置が要するに思うが、皆さんどう思うかとおはかりになるのか、そこらあたりの御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(坂田道太君) 私が必要最小限度と申しました意味は、一応中教審の答申というものを尊重するという立場、その尊重の仕方がいろいろこれはあると思いますが、やはり中教審で、たとえば「大学においてとるべき措置」、あるいは「政府においてとるべき措置」という、第五章に書かれております「当面する大学紛争の終結に關する大学と政府の責任」というこの項におきまして「たとえ、大学の教育・研究の機能が相当の期間停止したり、また入学・卒業が正規の時期に行なわれないおそれが生じたときは、事態收拾を的確迅速に行なうのに必要な範囲内で、大学の意思決定とその執行の権限を適当な大学管理者に集中する必要がある。この場合、その管理者は、全学一体となつて事態の收拾にあたため、学内の協力体制を乱しその態度を改めようとする必要が、職員を一時的に職場から遠ざける措置をとる必要がある」ということも、「大学においてとるべき措置」の中にも指摘をされておるわけでありまして、それからまた「政府においてとるべき措置」について、いま言ったようなことを「政府は、大学の自治能力の回復とその自力による紛争の終結を助けることを主眼として」、「大学のとるべき措置について大学管理者に勧告する」ということ。

そうしてもう一つは、教育研究が妨害から排除をされてそうして再開をされるために、場合によつては「大学の設置者が六か月以内の期間休校す。

または一時閉鎖をすることができるようになること。そうしてこの場合には、第三者機関を設けなければならぬ。それから最終的にもう大学が崩壊状態になった場合には、第三者機関の意見を聞いて、「その最終的な処理のため必要な、適切な措置を講ずべきである。こういうことが書いてあるわけでございますが、「その最終的な処理のため必要な、適切な措置」、これは現行法ではあるいは不可能じゃないかというふうに考えられますので、こういう点についてはやはり法的措置が要するのじゃないか。あるいは第三者機関を設けるということについては、やはり法的な措置が必要ではないか。それからまた六か月以内の休校あるいはまた一時閉鎖という場合についても、やはり法的措置は必要ではないかというふうなことに、いま検討を加えておるということでございます。で、ございまして、いまわれわれは文部省案として何か持つて各党にお願いをするというところは、これは非常に非礼なことではございまして、慎みむべきことだと、私は考えておるわけでございます。

○鈴木力君 ちょっと関連。いまの大臣の御答弁の中心は私は触れません、関連ですから。結局は、最小限度かどうかは別として、立法措置をやるということなんです。

○国務大臣(坂田道太君) 私のいまの段階では、答申を受けまして、この中に行政的でやれるものはどことどことござい。それからどうしてもやはり法制化は必要なんだという点はござい、ということだけは明確にすべきじゃないか。あるいは不明確な点も残るかと思ひます。行政でもやれる、だけれども立法もやれるという部分も残るかと思ひますけれども、そういうふうな検討だけはいたさなければならぬというふうに思つております。

○鈴木力君 これから検討するということなのか、いまのところは立法措置が必要だという結論に達しておるのか、どっちかを伺ひたいので

す。

ておらないわけではございまして、ただ、いま申しましたようなところは、やはり立法しなければならぬというところは行なえないのじゃないかというふうには思つております。しかし、やはりこれは立法いたしますには国会に提出をいたすことになりまして、国会に提出いたします以上はひとつ通していただかなければならぬので、そのことこそが提出する意味もあるわけなんですから、私といたしましては、その点については十分慎重に考えさせていただきたい、またその時間をお許し願ひたいと思つておるわけです。

○鈴木力君 もう一言だけ。ちょっと速記をとめてもらつたほうが良いと思ふんですが。

○委員長(久保勸一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(久保勸一君) 速記を起して。

○安永英雄君 そうしますと、結局事務的にはやはり文部省としては行政措置でいけるものと、それからやはり新たに立法しなきゃならぬ点もあるようだと、したがって、これについての検討を進めておる、しかし、大臣が先ほどやはり最小限の立法措置は考えなきゃならぬと言われた根拠は、ほとんど中教審の答申の内容だと思ひます。私も中教審の答申の内容は一応読んだんです。これについていろいろ各方面の批判もあるようなんですけれども、私なりに読んでみた場合に、あの答申の結論として集約されておるそこだけはいま大臣言われたんですけれども、そのよつてくる前段の説明等を読みますという、必ずしもびつたりその内容と結論的に書いてあることが合っていないような気もするわけです。したがって、いま作業段階ですから、いま文部省の作業されておる内容をのぞこうとは思ひませんけれども、その根拠になつておる答申をどう解釈されておるか、そういった点について方向を変えて質問したいと思ひます。

そこでまず紛争校というものを第三者機関で一応これを、何といひますか、紛争の認定を下すという機関をつくるわけですが、これがはたしてどういふメンバーになるかは知りませんけれども、少なくともその当該の大学外の人々がほとんど多いだろうと思ひます。そういう場合に、立ち入つてその学校の紛争の状態、こういうものをはたして認定できるものかどうか。ところが結論としてはやはりさういった第三者機関を設けてやれというふうな結論が出ておるようでありまして、これも、私はやはりこの点答申の内容を見て、これは非常に不可能だと私は思うが、研究段階にあられる文部省の紛争に關する研究の見解として私が述べたような点についてどう思われるか、お聞きしたいと思ひます。

次に、特に私は一番奇異に感ずる問題は、答申の中で「大学教員のあり方」というところがあるわけなんです。その中の四番目に「学問の自由を守るために、学外からの不当な圧迫を排除するばかりでなく、学内においては、あらゆる思想に対して寛容であると同時に、個人の思想と良心を侵す行為に対して勇氣と信念をもつて立ち向かう責任がある。」こう書かれておるところがあるんです。私はこの答申を見て、そうして「大学教員のあり方」というものは、私はこの四項で尽きるのではない。いろいろ本を読んで見ました。そして大学の教員としてのあり方について、私はこの答申の四番目以外にないような気がする。あとは何かこじつたような感じがするんです。私は大学の教員というものはこの四項、これだけをしっかりと守つておれば私は教員としての任務はつとまる。これが一番基本だというふうな考えをわけです。ところが、列記されておる一つの次元で、同じような形で一から五まであげてありますけれども、私は四項が一番大学の教員のあり方としては基本だというふうな考えです。したがって、そこから出てくる発想として、この教員を一時隔離をする、こういふ考え方も出ておるようでありまして、学内において、何といひますか、意見が違ふ方も出ておるようであります。私はこの点について、いま私が申し上げたような大学教授、ある

いは教員のあり方としてあるとするならば、こういうことがはたしてできるかどうか、このことをやれば私は一つの公務員特例法に対する違法の行為ではなからうかというふうな気もするわけですが、この点大学の教授として、教員としてあるべき姿としては、中教審の中で並列的に、そうしてしかも次元が同じような意味で五項目書かれておるけれども、私はこの五項目はウェートがあるけれど、どうしても四番目、これを最後まで守り抜くという立場でなければならぬ。そうすると、いま申したような中教審の結果としての措置のしかたについては非常に矛盾があるのではないか、こういうふうな感じがいたしますが、この点についての見解をひとつお聞きしたい。

さらにいろいろの手だてはとりましますけれども、最終的に強力な閉校、こういふ措置をとられる、段階的には休校とかいろいろ措置が四段階に分かれておりますが、私はこれは続出するのではないかと、また、現に大学の紛争の進行ぐあいというものを見た場合に、一にぎりの暴力的な学生、この暴力という問題については私は徹底的にこれは否定しなければならぬ問題であります、その行動の中で、あるときは入学試験のときをねらつてみたり、あるいは試験のときをねらつてみたり、一つの、闘争と称しておりますけれども、その闘争の一つのめどといえますか、目標というのをそういふところにおいている。いま段階的に区切つてまいりますという、しごくそういふたものが明確になつてくる。それが強力に押し進められていくということになれば、私は閉校、休校が次々に続出する。もちろんこれにはちゃんと大学の申し出というものもありましょうし、機関もありましょうけれども、私はそういった紛争というものについては、ますますこの立法化という問題が火に油をかけるような形になつてきやしないか、こういう心配も中教審の中から感じられてくるし、それを受けて検討されておる文部省の考え方がそこにあるとするならば、非常に危険な考え方だと思ひます。そういった点について見解をひと

つ。
○国務大臣(坂田道太君) 先ほど申しますように、われわれのほうでまだ固まっているわけではございません。したがって、あまり私がお話をすることはできないわけですが、ただ中教審の指摘をいたしております第三者機関というものは、やはり文部大臣が恣意的に休校とか、あるいは閉校とか、あるいは廃校とかいうことをしないほうがいいんじゃないかということの意味において、第三者機関というものの意見を聞く、また第三者機関というものが構成をされる、こういうことが必要じゃないかということが述べられておるものと私はこれを読むわけでございます。

それから、あくまでも中教審のこの紛争終結に關する大学と政府の責任ということを書いておきますことは、自治能力を失いかけておる大学ではあるけれども、やはりその失いかけておる大学であつても、まず第一には、その自治能力を回復するために、それを主眼として、そして政府はそれに援助をして、手を差し伸べすべきなんだという基本的な考え方がこれの精神だと私は思うわけでございます。

それからもう一つは、大学教員のあり方についての四番目のところの御指摘、これはそうだと思ひますけれども、従来むしろこのことだけをあまりにも強調し過ぎたところに問題があるのじゃないか。つまり大学の教授というものは確かに学問の自由を守られた人々である。自由に研究をし、研究の成果を発表し、またそれを教授するという一つの面がある。しかもこれは非常に基本的な面である。それこそが学問の自由といわれるところだ。しかし同時に、教授するやはり教育者でもある。その一挙手一投足あるいは言動というものは慎重でなければならぬという二つの面。もう一つは、もし学部長になり、あるいは学生部長になり、あるいは学長になるという場合は、管理者としてのもう一つの面を持つ。つまり社会的責任を持った管理者としての面を持たれるわけでございます。

いまして、学長の場合は、ただいまおっしゃるうなこの四番目の学問の自由を守るといふ面と、それからやはり教育者としての面と、それから同時に管理者としての社会的責任を果たす面と、この三つをかね備えたもの、その責任を負ったもの、という考え方が強調されなければならないのであつて、いままではあまりにもこの四番目だけを強調されて、管理者としての責任、社会的責任、あるいはまた学校管理運営の責任というものについでそれをネグレクトしてきたのではないか。あるいは研究者としての面は非常に強調されたけれども、やはり大学は教授が学生に対して教育をする面を強く持っているわけですから、そのための教育者としての面というものがやはりもうあつて

と強調するべきものなのだという指摘は、むしろ今日大学問題を考える場合に非常に重要なポイントだというふうに私は思うわけでございます。

○安永英雄君 当面の措置についての質問は以上で終わりたいと思いますが、しかし最後におっしゃった、大学の教員のあり方という問題については、私はどうしても並列的に、あるいは事務的にあるいは対外的にというふうな問題もあるのですけれども、どうしてもやはり紛争という問題を処理するために、大学の教員のあり方というものを非常に、いま申した自由を守っていくという、自治を守っていくという、こういった立場のものとの並列的に考えていけば、これは長い目で見ればたいへんなことに私はやはりはしないかという心配をいたしております。しかし、これはいつの日かまた徹底的に討論をされる時期がくるだろうと思いますが、やはり大臣として先ほどもおっしゃったように、現行法の中でできるだけにかくものごとを解決していくという、このお考えについては依然として変わらないと認定いたしております。私は、ほんとうの意味の最小限という問題は、広くやはり各層から意見を聞いてきめないと、いくらたたき台に出されても、これはたいへんな問題になると思います。もう現在でも実際に学術会議あたりでは、新しい大学の自治の確立を

目ざしてそれぞれの大学の自発的努力に期待すべきものであって、外部から早急に、また一律に大学のあり方を規制したり、これに干渉することは望ましくない、こういった方針も出しているようでありますし、東大あたりの改革案につきましても、治安対策措置に重点を置いて、上からの力でも、治安対策措置に重点を置いて、上からの力で処理することは基本的に問題である。かえって紛争を激化させる。このような態度で紛争を収拾するのは不可能で、地道な解決への姿勢が必要である。まあ現在の学長あたりの見解も出ておりますけれども、あれだけの紛争の処理のために身を挺して闘ってきたこういった人々、こういったとうとうい経験等もやはり十分に聞いているといかないと、ただ目の先の紛争処理というだけで百年の大計を誤

以上で大学の問題については一応終わりました、次に、入試関係の問題についてお聞きをしたいと思います。

昨年で学生の急増という問題は数の上では一応終わるというふうな線も引けるのではないかと思います。ふりに考えますが、四十四年度の大学入試志願者、あるいは入学した数、それから合格率、大学進学率、これはどのようになっているか、あるいは昨年に比べてどんなふうな状況がお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(村山松雄君) 四十四年度の分はまだ集計中でございますが、ほぼ昨年と同様な見込みでございます。

○安永英雄君 大体昨年と同様ということであるならば、今後もやはり、いわゆる浪人というものが多いいわけです。これは深刻な問題になってくるわけですが、これの解消策といえますかね、こういったものを当局はどんなふうにお考えですか。

○政府委員(村山松雄君) 御案内のように、生徒

の急増期間は四十三年では終わってゐるわけであり、四十四年、本年につきましては、昨年の急増の山であった関係で、なお浪人がやはり四、五十万は出るのじやないかと思ひますが、これからは高校卒業生も漸減いたしますし、急増によつて拡大した大学の規模というものは縮小することは、原則としてないわけでございますので、浪人は今後減ることはあつてもふえることはない。その間にベビーブーム以外の要素、たとえば社会的要請による大学卒業生の需要の増加、それから学問研究の進歩等々からいたしまして、今後学部、学科の増設というものは、ベビーブームによる計画的な増加というのではないにいたしまして、個別的な増加はあつて考えられますので、これらの受け入れ体制の整備並びに高等学校における進学指導の徹底あるいは、これは大学じやございせんが、高専レベルの学校の拡充によつて、中学校卒業以後そちらの方向へ進む者も今後ふえてまいります、等々の措置によりまして、浪人は漸次解消に向かうものと考えております。

○安永英雄君 これはとうとう聞く間がなかったので、東大の入試を中止したということ、学校の入学定員の他大学への振り分けということがあの当時間問題になつておりましたが、これはどういふ結果になつておりますか。

それから、このことが他の大学に与へた影響、こういったものはどんなふうになつておるか、お聞きしたい。

○政府委員(村山松雄君) 東京大学募集停止によりまして約三千名という国立大学の入学者に穴があいたわけであり、この分につきましては他の国立大学においてできるだけ受け入れることを要請いたしまして、事前に約千人程度の受け入れ可能という数字が出ておつたわけであり、先ほど申し上げましたように、大学の入学者数は、入学許可者からかけ持ち受験その他の関係がありまして四月一ぱいはいは出入りがござい、そこで毎年五月一日現在で指定統計で正確な数を

押えるわけで、それが出まさんと正確なことは申し上げられないわけであり、入学許可者の段階では他大学において予定いたしました千名を若干上回る程度の受け入れはなされておるものと思ひます。

ただ、単に数だけではなしに、東京大学あるいは教育大学の募集停止による影響というものは、これも正確に因果関係をもつて御説明することはなかなか困難なわけであり、大げさに申し上げますと全大学に影響があるというぐあいに考えられます。と申しますのは、東京大学の受験を断念した者は、できるだけ東京大学と似たような性格の大学、たとえば京都大学であり、またあるいは大阪大学、東北大学といったところ、あるいは志願をいたします。そういうところ、それらの大学に從來であれば志願する者は、ここで東大から回つてきた者と競争して入れるかどうかというふうなことを考えまして、東大から回つてくる者があつても受けたらと考える者もあり、すし、東大から回つてくる者によつて競争が激化すれば、自分の志望をまたもう少し考え直すという者もあつたやうであります。そういう波及効果は漸次その他の大学にも及びまして、報道機関等で報ぜられておるやうでありますけれども、この大学の入学志願あるいは入学許可の実情につきましましてはまあ例年とかなり違つた様相、端的に申せば関西地区の国立大学等は従来関西地区の高等卒業生でほとんど占められておつたわけであり、ますけれども、これはほんの一端でありますけれども、東京大学の入試中止というものの影響はかなり広範に及んだと考へられます。

○安永英雄君 次に、昭和四十四年度の国立学校関係予算の問題ですが、一応四十三年度の予算と比較してこれはどの程度伸び、あるいは同じか、こういった点についてお答え願ひたいと思ひます。またその中で伸びているとすれば、そういった点では特に重点的に大学の予算の中で見てゐる点は

どこかといった点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 国立学校特別会計の四十四年度の要求額は二千七百六十三億であり、前年度に比べますと二百五十九億の増加であります。比率にいたしますと一〇・四％でございます。内容的に申し上げますと、本年度も從來に引き続きまして、またベビーブームによつて規模の増加に対する要請が一段落した関係もありまして、規模の増加よりはむしろ内容の充実というはうに重点を振り向けております。そこで大学院、学部、学科の新設等は比較的少なくなつておりまして、むしろ教官当たり積算校費あるいは学生当たり積算校費、こういうものの充実、おのの八％程度の増額をいたしております。

それから国立高等専門学校につきましては、一応各府県に一校程度つくるといふ計画は充足されたわけでござい、各高等専門学校とも二学科ないし三学科という最小限度の規模でスタートしておりますので、この既設のものに對して漸次学科を増設するというところで、四十四年度につきまして、十一校につきまして十一学科ふやしてあります。それから先年高専に切りかえまして、商船高等専門学校におきまして、海上技術者、海上要員の増加の要請に對応いたしまして、五校で五学科の増員をやっております。

それから学生問題、これは暴力学生に對しましてはきびしい指導が必要でございますけれども、一般学生に對しましては、厚生補導の措置を強化する必要があるというのを考へまして、学生に對するたとえば学内の事情がわからないままに疎外感を抱くことのないように、入学時からオリエンテーションあるいは合宿、研修あるいは身体、精神衛生方面の配慮が従来国立大学では必ずしも十分でなかつたことにかんがみまして、保健管理センターというものの増設というようにことに重点を置いております。ごく大ざっぱに申し上げまして、四十四年度の予算の重点事項は以上のやうなものが考へられます。

○安永英雄君 大学紛争というものをめぐつて予

算をやるかやらないか、こういった報道も一時されましたが、ことしの予算で昨年来の大学紛争という問題で一部いまだ計数的には出ておりましたが、何か大きな変化がありますか、予算を組む上に。

○政府委員(村山松雄君) 予算面では特段の変化はございせん。むしろ学生紛争、大学紛争のことなども考へまして、できるだけ厚生補導面の強化につとめておるわけであり、ただ成立いたしました予算のこの執行面におきまして、紛争のことも考慮いたしまして効率的な予算の示達執行をはかるように現在考へております。

○安永英雄君 詳細な予算の問題につきましては、内容的に今後聞いてまいりたいと思ひ、特に三重の大学に工学部を設置する、あるいは大学院を大阪に設置するといふ提案であります、ことしの予算の中で学部設置準備費というのが入つております、これはたしか秋田と大阪でしたか。この学部設置準備費という性格をちょっと説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 大学あるいは学部をつくるというところは決して容易な問題でありまして、基準に照らしまして人的物的な用意をしなければならぬわけでござい、そこで、一般に学部などをつくる場合には、その大学に類似の学科等があつて、そこを中心に企画を練り準備を整えてこれを拡充していく計画をつくるというやうなことが普通でございますし、また、すでに何度が設置した例のある種類の学部につきましては、もう前例もあることでありますし、どういふものをつくつたらよろしいかということも関係者の間では明らかでございますので、まあ準備を整えまして予算が計上されれば、同じ年度に国立学校設置法の改正もお願いいたしまして、予算と学部の設置、学生の募集といふことを同時にやらせていただくというのが例でございますが、前例のないやうな学部の設置につきましては、準備に慎重を期する意味合いにおきまして、準備費的な

ものをまずもって計上して、一年ないし場合によつてそれ以上検討準備を進めて、まあ自信を得た段階におきまして正式に学部設置の予算、法律を準備して学生募集を行なう、こういうことをやっておるわけでありませう。たとえば先年設置していただきました九州芸術工科大学などは、準備費を計上いたしまして準備を整えて本設置という段階を踏んだわけでありませう。で、今年度におきましても、秋田大学に医学部を、それから大阪大学に社会学部をということを考えたわけでありませうが、社会学部というのは、これは前例は皆無ではございませぬけれども、大阪大学における社会学部の構想というのはいささかユニークなもので、検討を要する点がございませう。それからまた、秋田大学の医学部につきましては、戦後国立大学においては医学部を設置した例がなかったわけでございます。そこで大学設置基準の上でも、必ずしも、一応あることはございませぬけれども、まあかなり古い基準で、これによつてつくることがはたして、いま医学部についてそのあり方から問われている現在において、適当であるかどうかというふうな問題もございませぬ。また、医学部というのは付属病院を備えた相当大規模な学部でありまして、これを同じ年度で予算計上、それから法律改正、それから準備を整えて学生募集をやるということは決して容易でない問題でございませう。そこで、この大阪大学の社会学部それから秋田大学の医学部というのにつきましても準備費というところにいたしまして、準備を整えて、準備が整った上で本格的な設置に取り組み、こういう意味合いにおきまして、四十四年度は準備費を計上いたしたのであります。したがってこれは設置を前提とした準備費でございませう。

○安永英雄君 設置を前提とした学部設置準備費だから、私ちょっと奇異に感ずるわけです。やはりこれを改正する考えはないかというのですが、ね。文部省としては、この規格に合った学部、こういうものは、申請されてくれば、あるいは申請されないでも、大学院も同じですけども、大学

院にしろ、こういった学部の新設ということは、これはもうどの大学でも、そういったものを広めていくし前進させていきたいという前提に立っておられるのかどうか、まず第一にですね。言いかえますと、ここに学部を設置したい、こう言えは、できるならば全部そういう設置をさしてあげたい立場なのかどうか。そうであるとするならば、この準備費を渡すというのは、すでにその学部を設置する前提として渡しているということですから、やはり法律との関係も、一応その大学というものを設置するという正式の決定をして、それからこの準備費というのはいささか支出すべきではないか。私はそのところ法的によくわかりませんが、新設させるのだから前提に立って、その前から準備費を渡していく。これはさき説明がありましたが、けれども、まあ生徒募集の問題であるとか発足の時期等で合わせていきたいという気持ちにはわかりますけれども、おそろしくこの秋田、大阪と、こういった形でこの準備費が文部省のほうから来るということになるのは、もう新設オーケーということの大体証左になるのではないか。こんなふうに思いますが、この準備費というのは、私は、前半に申し上げましたように、そういった、新設をしようして施設も充実して、そうしてこの提案理由にもありますように、「科学技術の進展に即応して」「教育研究及び技術者の養成をはかる」とする、そういったきわめて大事な方向を歩かせるというところであれば、相当長期間の文部省としてのこの計画を立て、それに要する準備費というものもそれに即応して準備をし、その前に、このことではこういうふうな将来やりたいという法律案でも出して、すっきりした形で出させるといふほうがいいような気がするのですが、そこらあたり、法的にも多少問題があるのではないか。前提として準備費を渡すということ、その辺の理解をちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(村山松雄君) まず学部の創設の希望とそれを取り上げる関係でございませうが、文部省といたしましては、たとえば一定の計画に基づいて

てやる場合と、それから一定の計画が必ずしもなくて当該関係者の要望を基礎にしてやる場合と、二つございませう。たとえば、過去におきまして、理工系の技術者の増募計画がありませうとか、あるいは所得倍増計画に伴う高等教育機関の規模の拡大の計画でありませうとか、あるいは大学志願者の急増に伴う大学の規模拡大の計画、こういうような場合には、おおむねの規模を文部省のほうで想定いたしまして、それから社会的要請の強い分野等について文部省で調査をして、関係者に指導助言の形で流しまして、そういう範囲で希望があつて、希望が堅実なものであれば、これは受け入れ、こういう対応のしかたをいたしております。

現在、それらの規模拡大の諸計画は一応済みまして、まあ次に高等教育の全体のあり方の再検討時期でありますので、文部省としての具体的な規模拡大の計画はございませぬ。そこで、それぞれ関係者の個別の御要望を受けて、それを審査いたしまして、取り上げるものは予算の要求をしておるわけでありませう。そこで具体例で申し上げますが、秋田の医学部についていいますと、医学部というのは、戦時中に医学専門学校をたくさんつくった関係がありまして、専門学校を含めました医師養成機関の卒業生の数は、一時一年あたり一万人を上回つておつたわけでありませう。そこで終戦という事態に対応いたしまして、軍医も要らなくなつたわけでありませうので、数もこんなにたくさんは要らない。医専というふうなものでは医師の養成としては十分でない。そこで数を減らし、医師の養成機関はすべて大学に統一して内容を充実するという計画を当時立てたわけでありませう。一万人以上あつた入学定員も、医専を廃止した関係もありまして、約二千八百名に減つて、それでむしろ戦時中に急増した医師の充実といえますかをはかつて、約十年近くやってまいつたわけでありませう。

なお、医師の需給計画につきましては、厚生省と十分協議いたしまして、医師の需給上の判断は厚生省の判断を尊重して、文部省としては医師の

養成計画を立てておつたわけでありませう。

そういうことで推移いたしました。昭和三十五、六年ごろから、戦後久しきにわたる医師養成機関のしほりと内容充実によつて、医師の増加はとまつておつたわけでありませうし、また反面、医療機関の整備あるいは医療内容の進歩向上等々からいたしまして、医師の不足問題というのが起こつてまいりました。なお三十五、六年当時は、厚生省としては医師の不足というものは絶対的な不足ではなくて、地方的な偏在であるということをやつておつたのでありませうが、だんだんと医師は地方的にもあるいは絶対的にも必ずしも十分でないということになりまして、三十年台の終わり、あるいは四十年台の初めごろから、公市立等につきましましては増員の希望があればこれを認める。国立につきましましては漸次各学部の規模に応じまして入学定員をふやす、こういうことをやつておつたわけでありませうけれども、偏在の問題については、既設大学の増員だけでは解決がつかない。

秋田県というふうなところをとつてみますと、東北地方の一部でありまして、ただでさえ医師といふのは偏在の傾向があるのでなかなか中央からはいかない。それから近在の医師養成機関は、近所は仙台に東北大学、岩手県盛岡に私立の岩手医科大学、隣の青森には弘前大学があるわけでありませうが、秋田、山形には近くにはない。秋田県の医師は他県に比べて顕著に不足しておるということから、地元できわめて熱心に希望されまして、その御希望並びに立地条件等を考え、医師養成の全体計画の変化等々にもらひ合わせて、秋田に医学部をつくるのが適当であると、こう判断したわけでありませう。しかしながら先ほど申し上げましたように、医学部をつくるというものは戦後初めてのことでありませうし、病院を含めてきわめて慎重な準備を要する課題でありませうので、少なくとも一年間の準備期間を設けて十分案を練つてやりたい、こういうことにしたわけでありませう。準備期間につきまして、それじゃ設置法にその旨書いて進めたらどうかというお話は、これ

はそういうやり方もございますし、過去にやった例もございませう。どちらがよろしいかということですが、今回は立法政策の問題でもあらうかと思ひますが、今回は事務的にきつめて謙虚に慎重に準備をさせるということで、設置法改正の措置を進めず、予算措置で準備費を計上して準備を進めるということに一応いたしたわけでありませう。決してこれでは不十分ならぬ、このほうがいいとかいうことは必ずしもないわけでありませうが、今回はこのような措置をとらしていただいた、かように御了解をいただきたいと思ひます。

○安永英雄君 はつきりしたあれで、私が申し上げたように、ある程度の年月を区切って、そして国立大学にこういう学部をこういつた地域にはつくりたい。あるいは地域からの要望も出てくる。これを集約して計画を立てて、準備のための経費その他も一切含めて私はある時期、時点では、総ざらいにとかく国会に提案して、そうしてつきりした形で準備費その他も含めて交付していくというほうが、私はつきりしていると思ひます。なぜならば、実際各大学のあれは、いま局長がおっしゃったけれども、もう文部省としてはこれ以上国立のはうにつけるのはあまり考えていない。まあしかし、要望その他があれば考えていく、あるいは歯学部とかそういう関係も考えていく、こうおっしゃったけれども、実際国立関係でこれはお願いをしたいのですが、現在まで学部を設置したいという例、工学部に限らず、今日まで文部省のはうに地元から申請してきているという学校、これをひとつ一覽表で出していただきたい。そうしてその審査をやつて落ちておれば、どういう理由で落ちたのか、簡単にいいからそのところにひとつ書き込んでもらったような資料を出してもらいたい。と申しますのは、この学部設置には地元も必死になつてそうしてもう文部省に日参しているとか、あるいはお役人に地元に来てもらつて見てもらつて、いろいろ手を尽くして、これは冗談でしょうけれども、いろいろなにかかく手を尽くしてやるけれども、自分のところまで

この学部は回つてこない、とにかく陳情合戦をしてようやくという、そういうことをよく聞くのですよ。とにかく文部省を拝み倒しに行つて、自分のところには必死になつて、県議会の決議とか、あるいはお役人が来られると接待をするとか、いろいろなこと苦勞をするという話はちよいちよく聞くのですよ。そういうことじゃなくて、長期を見渡して、そうしてやはり準備金あたりをもらつたらオーケーをとつたというのですよ。準備金がついたときはオーケー、前から、国会は来年は通りますからなんというちぐはぐなことを言う者もある。私は、ああいう不明朗なことじゃいかぬと思ひます。いまのお話のように、秋田に医学部が要するというのであれば、これはつきり出すべきだと思ひます。やはり準備期間から予算を出して、そういう実態が、その条件がまだ足りないといつたら、國のはうがそこに必要だと思つたら、地元からわざわざ陳情してくるのじゃなくて、確信を持つてここに、ここに医学部を置くという長期の計画を立てて、予算にきちんと組んで正式の手続をとつたほうがいい、いつの間にか拝み倒されて準備金をかっぱらわれて、これは国会にかけなくてもおれのところは準備金があるのだから、学部ができるのだという印象で、陳情したほうが勝ちだとか、接待したほうが勝ちだとか、こういう印象をぬぐわれないといけない、こういう感じがしますので、実は準備金のところを開いたわけですね。

それで、これは今後のこともありますから、秋田と大阪分の準備金というのは大体どの程度のものであるという項目で渡すのか、ちよつとお聞かせのをどういふと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 秋田につきましては、四百五十万円ほど計上いたしております。それから大阪大学につきましては百万円ほど計上いたしております。

中身は、秋田につきましては、準備の人員を含めた物件費であります。何と申しますか、学部長

になるような人を含めまして三名の準備要員とそ

といたしましたが、やはり安易に陳情があるからやるといふようなことではないかというふうに思つておるわけでございます。

○安永英雄君 大臣から賛成していただきましたので、一応ここで質問を終わりますが、先ほど資料をお願いしましたが、大学院の申請も一緒にひとつやっていたらいいと思ひます。国立大学の現在の学部申請とそれから大学院の申請、これをごく最近の例でもけっこうです。それから、どれくらい申請が出て、そうして審査の結果落としたとか、あるいは将来の見通し、そういうものが出るような資料をお願いしまして終わります。

○政府委員(村山松雄君) 承知いたしました。将来の見通しは、先ほど申し上げましたように、目下根本的な長期計画を中教審にお願いしている、文部省としては現在には少なくとも国立大学につきましては量の拡大よりは内容の充実というところで、学部、学科等の新設は比較的緊急必要なものに限定するといふ考えておりますので、あまり将来の見通しはつきりしたものがございません。

○委員(久保勲一君) 午前中の委員会はどの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後一時四分再開

○委員(久保勲一君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

午前中の委員会に引き続き、質疑を行ないます。安永君。

○安永英雄君 現在国立大学の中で工学部の設置がないところはどのくらいあります。どことどこですか。

○政府委員(村山松雄君) これは大学別でございますが、それとも地域別でございますか。

○安永英雄君 私の調査したところではそれはないでしょう。工学部をほとんど置いておるから、ないところは少ないんじゃないですか。

○政府委員(村山松雄君) 現在国立大学は七十五校ございますが、そのうち工学部系の学部のあるのは、たしか過半数に工学部系の学部がござい

ます。○安永英雄君 これは違っておつたら訂正してもらいたいと思いますが、弘前、秋田、福島、滋賀、奈良、和歌山、鳥根、香川、高知、大分、それにいま問題になっている三重、こんなふうに考えますが、違いますか。

○政府委員(村山松雄君) 正確に申し上げますと、工学部は三十九校ございます。そのほかに工学部という名前でございせんが、工学系と考えられるものに理工学部、鉱山学部、工学部、繊維学部、基礎工学部、芸術工学部等がござい

ます。これら七つ合わせまして工学部系の学部が四十六校になっております。県別に申し上げますと、ただいま先生仰せのとおりでありまして、そのうち秋田につきましては、鉱山学部というやや工学部系の学部がござい

ます。その他の県につきましては、御指摘のように工学部系の学部はございません。○安永英雄君 これを地域的に見ますと、個々の、たとえば奈良、和歌山、こういうところは大阪あたりがあるから、そういう問題で、地域的に工学部を設置する場合に、ずっと大きな都市がないとか、あるいは工業地帯がないとか、これは私の推測ですからお聞きするのですが、そういう何か配慮というものがあ

るわけですか。○政府委員(村山松雄君) 学部をつくりま

す。たといは奈良、和歌山などはそういう例になるかと思ひます。あるいは滋賀もそういうことになるかと思ひますが、そういうことで工学部がない。それからこういうことも一応ござい

ます。工学系の高専教育機関がほしい。そこで大学の工学部を希望するか、あるいは先年来新設されております高等専門学校を希望するか、まず高等専門学校を希望する

というふうな傾向もございました。たとえば和歌山ですとか奈良ですとかそれから三重などには、高専のほうがまずもって置かれております。大分につきましても、高専はすでに設置済みでござい

ます。三重などでは高専をまずつくってやってみますが、高専は高専としてけっこうであるが、工学部もその上にはほしい、こういうことで三重県

の工業地域であるというふうなことも考慮いたしまして、今回設置することにしたわけでありま

す。

○安永英雄君 先ほども私言つたように、文部省のほうからこういう地域にこういう学部を置くべきだという方針で学部を設置される場合もあるし、あるいは地域の要望なり、あるいは当該の学校、大学から申請がある、こういう私は二種類があるというふうな午前中お話をあつたのですが、そういう場合に、工学部の問題は多少い

ま説明がございしたのでわかりますけれども、一般的にどういう基準でこの設置をきめてい

か。と申しますのは、資料を要求しておりますからこの点ちよつとないでわかりかねますけれども、私は相当な数、各地域から学部の新設等は来

ているだろうと思ひます。それについて審査をし、それをえり分けていくという形ですが、そういう過程の中で、どういう基準をもつて、たとえば、今

度ことしの場合には三重大学に工学部を設置する。先ほどの準備費じやございせんけれども、秋田、大阪に医学部あるいは社会

学部を置く。こういうのは、私の感じでは、何か優先順位とい

いますかね、そういうものがあるんじゃないか、何か基準があるんじゃないか。そういう基準に

ついてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(村山松雄君) 仰せの基準というのは、設置基準ではなくて、設置基準に合うであ

るものをさらにしほつて取り上げる選別の基準だと思ひます。そういうことに了解いたしますと、選別基準として具体的にこういう項目をあ

げて書いたものというふうなものはございせんので、文部省としては、毎年予算を処理する場合に内部的に協議いたしまして、個別的に見まして取り上

げるわけでありまして、とは申しましても何ら基準なしに取り上げ

ておるわけではございせんので、基準めいた事例を申し上げますと、先ほど来申し上げておりますように、学部をつ

くりまします。一つは、客観的といひますか社会的といひますか、地域的な要請、これを考え

ます。たとえば、工業地域で工業技術者の需要が多

くてそれに対する供給というものが不足であれば工学部とい

つたようなものを考えるというの

が一つの基準でござい

ます。それからその次は、これは順序は前後

いたしますが、大学として主観的な希望並びにそ

の準備というものが必要だと考えております。客

観的な要請はありましても、現在学部等をつくり

ます場合は、その地域の国立大学においてそれを

取り上げてつくりたいという主観的な希望並びに

準備をすることが必要でござい

ます。そこで、今

度は、そういう希望があつて、それに対する、た

えば教員の準備でありますとか、それから敷地

の準備でありますとか、そういうことを考慮いた

しまして、それからまた、今度は予算編成のワ

クというものがござい

ますので、ワクの範囲内でさう

いう主観的、客観的な要請、希望の強いものから

取り上げる。はなはだ粗漏でござい

ますが、選別の基準といつたものを説明し

るということではござい

ます。大体そういう筋道で取り上げてまい

ります。結果的には予算のワクというの

のかなり大きな制約になりまして、御希望

があり文部省でも取り上げてよ

うかろうと思ひますものでも、必ずしも

全部が実現を見るに至つてお

らないというのが実情でござい

ます。

○安永英雄君 どうも私まだすつきりしないん

ですが、たとえば、九州大学に行つてみたりど

この大学に行つてみましたが、よくよく新学部が新設

されたこの苦心談を聞きますと、相当な日時を要

する、それから文部省に日参をし、いろいろや

つておるけれども、そこでどういう基準になつて

おるのか。私もよくわからない。そこでいまお

つたように、地域の要請もあれば、産業の要

請もあるでしようし、あるいは予算のワク、こ

ういったものもあると思ひますけれども、一つ

の例を一応引いて、これがどうして新設にならない

のか。具体的に聞いてみたいと思ひます。

これはたまたま文部省のほうも一緒に

行つたのですけれども、徳島県

の教育視察に参りまして、

ここで徳島大学のほうから陳情

これつとめられた中で、徳島

大学に歯学部を設置する要請を

続けておる。こういうことである

わけですから、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

おる。理由をあげられてお

りますけれども、現在歯科の診療を受ける患者が全国的に急増して

こで地域的な要求、あるいは地域的な条件というものは、四国に一つの歯学部を設置することが望ましい。こういうことで、いまおっしゃった地域の要求というのが非常に強いことは間違いないし、また学校に行こうという生徒もいぶんおるにかかわらず、出て行って、大都市の歯科大を卒業したら四国に帰らずにほとんど大都市のほうで開業をする。こういうことで、いよいよ歯科医の不足を来しておる。これは四国全般についての署名等もいぶんありました。それから医科に総合病院があるように歯科にも総合病院が必要であつて、結局現在発達している歯学の関係からいけば、もう医科と歯科との境目というのはほとんどないような状態になつておつて、ちょうど四国には、徳島には徳島大学の医科がありますが、そこにそういった総合的な研究組織をつくらうと思えばこれは非常に施設の上からも条件が整つてゐる。こういうことで、いまおっしゃった条件の問題も、私もあつて行きましたが、現在総合的に校舎等も建築途上にあつて、いまならばこれは力を入れてもらえば歯科の学部は絶好の設置の時期ではないか。こんなふうに思つたわけですが。全国的に歯科関係の学部というのを見ましても、プロック別に北海道にもあるし、東北にもあるし、関東、中部、近畿、中国、九州、これにはあつて、プロック別に考えたら四国だけが国立の学校の中に歯学部がない。こういうのも事実です。したがって、一つの例を出して、直ちに徳島の大学から頼まれたからこで促進しているわけじゃない。この徳島のいま申し上げた例を一応申し上げますので、これが現在まで実現しない――審査の上で欠格になるぞと、これだけの条件が整つておると私は見ておるわけですが、これができないという理由、これをちょっと説明してもらえば、ひとつの優先順位というものが、そういうものもわかるかと思つて笑は出したわけですが。これについてひとつ説明願ひたい。

○政府委員(村山松雄君) 歯学部増設の場合は、その障害となるものがあると思いますが、最

大の原因は有資格の教員の不足だということだろ

うと思ひます。と申しますのは、歯学の教育は戦前はすべて専門学校でございまして、大学ができたのは戦後でございまして。しかも戦後大学になりましたものが、国立では東京医科歯科大学の歯学部と、それから少しおくれまして大阪大学の歯学部、この二つでございまして。それから私立では日本大学の歯学部、それから東京歯科大学並びに日本歯科大学、少しおくれまして大阪の歯科大学、この程度しか大学がなかったわけでございます。それで戦後十数年やつてまいつたわけでございますが、歯科医師も不足である、歯学の教育も拡充しなければならぬという事になりまして、国立においてはここ数年来まず東北大学、新潟大学、広島大学に設置いたしました。それから続いて九州大学、北海道大学にも設置いたしました。それから私立でも神奈川歯科大学ですとか愛知学院ですとか、そういうところに増設がされております。公立で北九州大学というのでございまして、す。そこで、僅々数年の間に歯学教育の規模は倍以上になつたわけでありまして。この倍以上に拡大された新設の学部の教員というものは当然それ以前に既設であつた大学、大学院等から供給されるわけでありまして、最近これだけ急に歯学部の拡充が行なわれまして結果、既設の医科歯科とか大阪とか、あるいは日大、日歯、東歯等におりました若手の有能なる人はほとんどこの新設の学部に行つておりまして、端的に言えば現在教員はかなり枯渇状態になつております。そういう状況でございまして、また歯学部は医学部に次ぐ単一の学科としては大規模で、付属病院も持つ施設でございまして、予算面の困難というものはほかの学部に比べればかなり大きいというやうなことが原因となりまして、歯学部の増設というのには必要でありませうけれども漸進的にやつていかなければならぬ。徳島にといひますか、四国地方に歯学部が必要であるという点については否定できないわけでありまして、これをいついかなる形で設置するかというやうなことは、やはり徳島大学としても既

設の学部の整備の問題もございまして、全体的に最初から申しております教員充足の問題もありまして、それからまた予算のワケもありまして、文部省としては前向きに漸進的に検討しておるといふのが実情でございまして。

○安永英雄君 徳島大学の場合はいまおっしゃつたやうに予算の問題を言われれば、これはワケがありませうから問題ありませんが、教員の充足という問題、これはあたりは、こういった場合は地元が整えなければならぬ問題ですか。たとえば地元では歯学の関連学部として医学部、薬学部それから栄養学科、こういったものがあるし、施設、場所あるいは教官の協力条件、こういったものが整つておるといふふうに言つておるわけですが、文部省のほうで必要だということでも学部を持つていく場合には、関連としてここで聞いておきますが、たとえば三重大学の教官、これは地元でそういった形でやり出したのか、その人選ですね、これはここで通らないと正式にはならないと思ひますが、準備はしてあると思ふんです。こういった場合、国立ですから地元の方で需要とか歯科の適当な教授がいなくてなかなかでなくて、これは何方とも協力してやつていかなければならぬ問題だと思ふんですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(村山松雄君) 国立の新設の学部の教員の充足でございまして、これはいろいろな方法がございまして、一般的に申し上げますと、当該大学で学部設置のための準備の組織をつくりまして、学長が中心となりまして人選をいたします。

設置審議会に文部省から付議いたしまして、その教員組織を中心とした全体的な可否の判定を受けてこれで国立の学校設置法の改正案を予算措置と並びまして出すわけでありまして。それから大学設置審議会の最近の歯学部設置の審査状況などからの経験に徴しまして、歯学部について大学設置審議会の審査に十分パスする教員の確保ということがかなりむずかしい状況であるということがわかつております。そういう関係もございまして、歯学部の設置は必要ではあるけれども漸進的に進めてまいりたい。それから教員の確保ということとは文部省が知らないわけではございませんで、当該大学と協力してやるわけではございませんで、やはりまずもってインシアチブをもつて考えるのは当該大学でございまして、これに文部省が協力してまいる、こういうふうなやり方になります。普通には、たとえば三重大学の場合ですと、あそここの学長は前に名古屋大学の工学部長などをされた方でありまして。大体そういう学問的あるいは従来の勤務等の関係で主として関係を持ち世話を願う、先輩の大学との関連をもちながら、また広く人材を求めて教員組織を構成するというのが例でございまして。したがつて、教員組織をつくるのが不可能であるというやうなことはどうもいへないわけでありましてけれども、歯学部に関しては決して容易でないということだけははっきり申せると思ひます。

○安永英雄君 大学の設置基準あたりを見ますと、やはりわからないんですね。結局学部というものは、専攻によつて教育研究上から組織されるものであつて、学科目または講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織を持つていふものでなければならぬ、ということですが、「適当な組織」という表現が使われてゐるし、あるいは学部の種類、こういうものは文学部とかあるいは法学部、経済学、商学、理学、医学、歯学あるいは工学、農学、この各部のその他の部として適当な規模内容がある、認められたものについてというところで、これも適当な規模内容というふうな

表現で使われておるわけです。そこで私はくどいようにでも、やはり学部設置などという問題については、いまもちょっとことばの中でありましたように、教授あたりはそれはもう当該学校がイニシアチブとして云々ということですね。でも、少なくとも国立学校、これにはやっぱり文部省は責任持ってやらなきゃならぬ問題で、下から持ってきて陳情これとめ、申請をし、そして擇み倒して、その地域の大学が全責任を持って、そうしてこの学部を育てていくというふうなことで私ははいけないと思うんですね、何かこういった問題ですっきりした方法というのは、考えがありましたらひとつお答え願いたいと思うんですが、いまのままでいけますか。

○政府委員(村山松雄君) おことばでございますけれども、国立大学の学部学科の設置について、陳情の回数などが関係するということは決してこ

○安永英雄君 私は別に文部省のほうで陳情の数を数えたり、それから接待を受けたからといって順番が差しかえられるような、そういうことは手頭考えておりませんけれども、それにしましてはあまりにやつぱり散漫じゃないかと思えますの

が、将来の日本の産業なり、そういうことを予測しながら、あるいは生活様式の変化、あるいは科学の進歩、国民生活も複雑になっていく、こういうことをある程度見通しを立てて、そして地域的にも種別的にも、ここここには、そしてこれだけの人間はぜひ必要なんだ、だからこういうところに、こういう設置をするんだという方式に一日も早く戻らないといけないということなんで、別に文部省を疑っているわけじゃないんですが、そういう計画というのは、たとえば高等学校のことしの生徒が何人出てくる、十年先には何人出てくる、そういうのが将来どういうふうに必要なんだ、こういうったある程度の計画を持たれてあるところでは削るところがあるかもしれない、あるときは増していく、こういう計画も立てなきゃならぬと思うんですが、そういう将来の展望について大臣のほうでお考えがあればひとつ。

○國務大臣(坂田道太君) 先ほどお答えいたしましたことはまさにそのことなんでして、これから文部省としてもこういう点を反省すべきじやなかろうかというところで、ことに世の中がこういうふう

実は感じておるわけでございます。先生、御指摘のことをただいまから始めようとしておると、従来はその点についてはやっぱり反省すべきところが非常に多いということをけさも申し上げたわけでございますが、またあらためて午後もし上げましたわけでございます。

○安永英雄君 次の機会に質問をしたいと思つておりましたが、先ほどちょっと聞き落しておりました点で、四十三年のこの大学に対する予算の積算では研究教育費と管理費、設備費、これのパーセンテージ、どんなふうに予算の中になつておりますか。一緒ですが、四十三年と、こゝ言つたのはですね、こういう意味です。四十三年の結果を見てですね、この積算の基礎ではある程度のパーセンテージ、割合を出されておりますでしょうが、その結果ですね、大学で使われた、この予算を使用された場合に、このパーセンテージは確かに変わつてくると私は思います。変わるのもまた当然だと思います。大学のほうで裁量相当ありますから、その変化ぐあいちょっとお聞かせ願ひたいと思います。

○政府委員(村山松雄君) 四十三年度の国立学校特別会計で、大まかに人件費と物件費と分けますと、全体で二千五百億でありますが、人件費が千八百五十億、四三・三％に当たります。それから物件費が千四百十八億、五六・七％になります。この人件費、物件費の割合は、ここ数年まあほぼこういう状況でありまして、まあ人件費に比べて物件費のほうがやや多いというかこうになっております。で、人件費につきましては法令によって別に弾力性なく使われるわけですが、物件費につきましては、積算としては教員一人当たり幾らとか、あるいは学生一人当たり幾らとかというぐあいに積算されましたものを、まあ積算基礎に依じて大学に配賦いたします。大学ではその大学としての自主計画を立てて使用いたします。それから、まあ物件費の中で臨時的なもの、たとえば建物のための施設費でありますとか、あるいは設備購入のための費用といったようなものは、そ

れぞれまた予算のワクの中で、具体的に大学としてまあどういふ建物を建てたいという御要求を願つて、それによつて査定をして配当する、こういう形をとつております。したがいまして、最終の使用結果というのはまあ決算に出てまいるわけであります。

○安永英雄君 予算の面については次の機会に質問をいたしたいで、最後に、先ほどもちょっと質問をいたしたのですけれども、この三重大学の一応の編成ですね、この学部を設置された。その中の人事問題ですね。こういうような新設をされたときに、その人事の問題ですね。実際の配置は設置基準の中にありますからわかりますが、どんな基準で定められるのですか。ここはいま農学部があつて、それだけですね。

○政府委員(村山松雄君) 農学部と教育学部です。

○政府委員（村山松雄君） 三重大学の学部はとり
くりに上げるか、基準をひとつ。

あえず機械工学科と電気工学科の二学科で満足いたします。工学部は通例五学科ないしそれ以上でございまして、将来は漸次この二学科の完成に引き続きまして、あるいは後期からでも学科が増設されていくと思ひます。

とりあえず二学科について申し上げますと、基準といたしまして、一学科当たり教授四人、助教授四人、助手四人ということになりますので、二学科あつてその二倍、それに相当する事務職員がつきます。それからなお工学部創設によりまして一般教育というのがふえますので、一般教育につきましては、入学定員二十名に一人の割合で増員が行なわれます。この増員の分は、これは四年間を通じて予算が計上されます。

で、ただだけをつけていくかということにつきましては、ことしの七月ごろ標準予算という形で大蔵省から一応の計画が示されますが、大体工学部の人員としては、いま申しましたような数に計

上されるのが例でございますので、別段過不足はなからうかと存じます。

そこで大学としては、これは大学設置審議会に付議する関係がございますので、経験的に予想される全体の定数について一応予定の教員、これは助教授以上で助手は含みませんが、教授と助教授につきましては、予定の人員をリストアップして大学設置審議会の審査を受けるわけであります。リストアップするためには教員になるべき人と内交渉をしなければなりません。それに付いては、先ほど申し上げましたように、学長を中心として工学部創設のための準備組織が大学にでき、リストアップをし、それから本人と交渉して内諾をとって一応内定するわけでございます。

そこで予算定員の配当は、四年間にわたって漸次学年進行でつけてまいりますので、具体的な任用行為は、一応予定した四年分の教員について毎年予算に計上される定員法で認められた数だけを任用してまいることになります。それが所要の教員定員の形状並びに実際の選考、任用の大きさばな段取りでございます。

○安永英雄君 私の開きたかったのはそういったことじゃなくて、だれそれの何という教授がどういった形で決定されていくのかということを開きたかったわけですね。これは次のときにまたあれしますから、これで一応やめます。

○委員長(久保勘一君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(久保勘一君) 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(久保勘一君) 速記を起こしてください。

○委員長(久保勘一君) 国立及び公立の学校の教員に対する研修手当の支給に関する法律案を議題といたします。

本法案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

政府側から、宮地初等中等教育局長、岩田財務課長、以上の方々が出席いたしております。質疑の申し出がございまして、これを許します。楠君。

○楠正俊君 最初に文部省にお伺いしますけれども、文部省が教育研修のためにやっております講習会の開催とか、それから教育研究団体に対する補助金、これもこれは一億八千六百万円です。出しておりますが、それから教育会館、それから各県にありますが教育研修センターの設立というようなことで、教育研修に対して文部省がとっております努力というものは一応認めるというにしても、そういった施設とか研究、講習会といったようなものは、一部の教員が利用するだけで、教員一人一人の自己研修、例の教育公務員特例法に「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とありますように、教員一人一人が自己研修を促進していくといった面ではまだ不十分だという批判もあるのですけれども、その点につきまして文部省はどのようにお考えになっておられるか、その点を簡潔に御説明願いたい。

○政府委員(宮地茂君) 教育公務員が職務の特殊性にかんがみまして、とりわけ研修が必要であるというところは言うまでもないことでございます。また御指摘のように、教育公務員特例法にも、その研修について当人はもちろん国なり地方公共団体でもそういう研修の機会を与えるべきであるというところも規定されております。文部省といたしましてはそういう趣旨にかんがみまして、いろいろな研修に必要な教材なり図書を購入とか、その他研修を含めましての旅費関係とか、先ほど来御指摘のような研修センターもございまして、また各種の講習会等を行なっております。これを教諭一人当たりいたしますと、これは予算参照表の上からはじかれる数字でございますが、国がそういう措置をし、都道府県はまた都道府県管内の教員に各種の講習会等をやるといふようなことで総数を出してみますと、五十数万人に

年間割り計算にはなるわけでございます。でございますので、教員一人が一年に一回というのにはちょっと足りませんけれども、ほぼそれに近いといったように言えるだけのものはいたしております。ただ御指摘のように、教員一人一人が、そういう文部省が主催し、あるいは都道府県が主催し、あるいは学校の施設設備を整備する、機械器具を整えるということではなくて、個人個人にたとえば研修手当のようなものが出されるといったような措置につきましては、御指摘のように、出しております。ただ、それを各人に給与の一部とも目されるようなそういうものを平等に出すということも、これは研修を進める上において一つの考え方であるかと確かに考えますが、ただ今日の現行給与制度のたてまえからいまして、はたしてそういうことが適当であるかどうかということも慎重に検討する必要があります。また高等学校以下の先生でなくて大学の先生にも、大学というところは学校の性格上から教育と並んで研究を必要とするものでございまして、現在のたてまえでは、大学の先生に對しまして個人に研究費なり研究手当といったものがまんべんなく各人に渡るような、そういう措置は講じておられないのが実情でございます。たとえば大学などで教員研究費と俗称されるもの、あれも教官公費でございますし、またこれは個人に渡るのではなくて、費算上一人幾らということですが、学校にその経費はいくものものでございまして、また私立なり公立の学校に研究設備費の補助もいたしておりますし、これも学校にそういう研究設備を備えつけるものでございまして。そういうことで、個人にいきますものとしては大学関係では科学研究費がございまして、特に高等学校以下では科学研究費がございまして、研究費、これはAとBに分かれておりますが、特にBという項目の中で大体四十三年度千二百五十万円、四十三年度千六百万円というふうにあててきておりますが、そういう個々の研究テーマに応じて個々人に奨励上やるのが適当であろうという考え方に立ちまわしてまいってやっておりますところ

でございます。○楠正俊君 次に、提案者の見解をお伺いしたいのですが、研修手当はこの案では直接教員に手渡すということになっておりますが、これはいろいろ問題があつて、批判もあるわけでございまして、教育長協議会では、直接教員に手渡すのじゃなくて学校に支給するほうがいいじゃないかという要望が出ておるわけですね。そのほうがどうも合理的であるというふうな意見も多々あるわけで、その点につきまして本案では教員に渡すというふうになっておりますが、その点についてどうでございますか。

○鈴木力君 ただいまの答えは、先ほどの文部省の初中局長のお答えに對する意見もあわせるとちょうど答えになると、こう思います。

個人に手渡すことがいろいろ問題がある、御批判があるということは承知しておるのですが、問題はこの教員の研修はどういう形の研修が大事かということが基本だと思つております。で、私が提案申し上げました場合には、提案理由でも御説明申し上げましたように、教師の主體的な研修を行政側が助長してやるということが一番大事なことなわけであります。いまの教員の研修につきましては、先ほど局長の御答弁にもありましたように、もう五十数万人が参加をするような研修の機会が確にある。しかしそれはテーマが官製というところば悪いのですけれども、行政側から与えられたテーマに従つて下に研修がおりていくという研修なんでありまして、これではほんとうにいまの教育制度の中にある教師の主體的な研修が伸びるという考え方を私どもはとっております。もっと教師が自分でテーマを選んで自分がその研究に入り込んでいく、それをどの教師もがやらざるを得ないような教育の現場をつくるというところにこの手当の意義があると、私は考えておるわけであります。

それからもう一つは、教育長協議会で、いま御質問で申されたような学校に配分をすべきであるという御意見なのでありますけれども、実はこれ

なんかにつきましても、一つの考え方として私も認めるのでありますが、学校といういまの機構が、やっぱり教師の自主的な研究を保障するというような現場ではなくなりつつある、先ほど申し上げましたように、中央からこう系統的におりてくるというテーマに追われるような研修にこの費用が使われるとすると、提案の趣旨とはだいぶ違うということでありま。

それからもう一つの側面から、給与ということ、現行給与制度上から適当かどうか問題がある、こういう御批判があることも承知をしておるのであります。しかし現行給与制度を見ますと、現行給与制度そのものが教師に対する給与制度として適当かどうかということ、あるいは教師に現行給与制度の趣旨が生かされておるかどうかが議論を先にしなければいけない。たとえばいまの教育職の給与は一般職の職員の給与に関する法律によって規定をされておる。この第四条によりまして「各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基き、且つ、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならぬ」とこれが給与の基本的な考え方なのであります。これを教育職に適用しようといいたしますと、学級担任なり、学校教課担任なりのことを考えてみれば、新しく教師になった教師と、三十年くらい勤務した教師との差というのはないはずなんです。同じ学級担任であれば同じ条件で勤務をしておるわけですから、そうするとその給与はそれを相当考慮しなければいけないことになっておる。しかし、実際は一般職の給与制度が適用されておるのでありますから、一般職が基本になりまして、責任の度合いが職制によって変わっていく、この階段状の給与体系が適用されておる。ここにいまの給与制度が教師に適用されない大きな矛盾があるわけなんです。こういう矛盾を研究が必要であるという教師の職務の点から考えてまいりますと、これは給与上の問題があるのではなくて、給与の制度を教師に適用するこ

の矛盾を埋めるといふ役割りを果たすと思うのであります。そういう二つの考え方から、一人当たり手当として支給をする、しかも個人個人に支給をするという意味の研修の主体的条件の確立、その二つの点をねらったものであります。

○補正後君 もう一回文部省にお伺いしますけれども、いま鈴木委員の御説明にありましたように、中央から御仕着せテーマとして天下りしてくるというような御説明でございましたが、その教師の主体的なテーマの選択といったようなことがないというように伺えたのですが、その点テーマの選択をそういうようなテーマがどういうようなところでどういう手続によってできるのか、その点について御説明願いたい。

○政府委員(宮地茂君) 確かに文部省が予算を組む、文部省の主催であり、あるいはそれを委託、委任をし、あるいは補助の形をとりますようにとも、仰せられますように、文部省として適当であると思わないものには金が行ってないというの事実は事実だと思つてます。したがってそれをお仕着せという意味でおっしゃれば、確かにそういうことも言い得ようかと思つてます。しかしながら内容といいたしましては、教育課程の研修会、あるいは校長、教頭の研修会というものは一応のワークをつくりますが、これは長年やつておることでもございまして、こういう講習会が済みますれば受講者のエバリュエーション、講習会に対して受講者がエバリュエーションする、そういう感想も出さしておきますし、そういうことも勘案して一応主催者であり補助者であるという形はとりまします、内容的には相当参加者の意向はくみ取られておるといふふうに考えます。また各教科につきましても、たとえば生徒指導とか、同和問題とか、道徳とかといったようなところでは相互にこれはディスカッションも行なわれることとございまして、たとえば学習指導要領の趣旨徹底会議のようなものは、こういう意図でこういうふうな学習指導要領は直すことにしましたということですから、ある程度こちらの考えが出来ますけれども、

その他のものにおきましてはこういうふうなやりなさいといったようなことよりも、この問題をどのように考えていくかといったような形の運営が相当なされていくと思つてます。また、養護教諭、司書教諭、幼稚園等、これももちろん資格賦与講習会をやりますが、これは法律に定められております単位をとる必要がありますから、単位に即して講習が行なわれる、受講生も、これは文部省でそういう形をとりますが、受講生としてはその単位を自分ではほしいんだということで所定の講習に来るわけがございまして、まあいろいろ御意見はございまして、完全にとえば一人の教師が自分では理科なら理科で、植物の自然観察でこういうテーマの研究をしたいというときに、自由に

というものが比較的にこういう講習会にございまして、たとえばそれも内地留学といったようなものでは、大体本人のテーマを中心にいたしましたという方法もございまして、今後一そうこれらの研修会、講習会を充実整備することによりまして、御本人のいろんなその研究テーマもかなえられるようになつていくのではないだろうかというふうな感じを持っております。そういう意味で、今後とも私もしましてはこの教員の研修のための研修会、講習会等は大いに充実整備する必要がある。今日で決してこれが理想であり満足すべきものというふうには考えておりません。

○補正後君 提案者にお聞きしますけれども、先ほどの研修費の支給の問題に関連しまして、外国では研修費をどういうようにやつておるか、その制度をもっと調べがございしたら教えていただきたいと思います。

○鈴木力君 いまの御質問に入る前に、先ほどの私の申し上げました趣旨について若干もう少し説明をさせていただきますのであります。私どもでこういう例を知っているものであります。これは行政側が主催する研修会でありましても、授業を例にとつてやる研修会、これは北海道に現実にあった問題です。僻地教育の研究会を教育委員会が主催をしてやる。ある学校のある教師がその研修会で研究をする授業をおやりになつたわけなんです。ところがその授業の計画と教授案が指導主事によって、これは模範授業としては適当じゃないというので、朱筆を入れられ、書きかえられた。そこでその教師は人のつくった授業案では私は授業ができませんという問題が起つたのであります。こういうような形で、行政の場でやる研修会というのは、その他の例もあげるとだいぶ時間がかかるくらい知っているんでありますけれども、それ以上は申し上げません。そういう形で現場の研修がいま研修と称して行なわれているというのことに對しましては、教師はやっぱり自分の望む研修をほんとうに望んでいるということなんでありま。そうして自分がやりたい研究をほんとうに望んでおり、それをやらせたいということが、いまの教育にも少し生き生きとした、枯木、枯草みたいな教育の現場からもう少し生き生きとした青葉のあるような現場に、潤いのある現場に、活動力のある現場に切りかえていかなくちゃいけない、そういう趣旨であります。それからもう一つの例を申し上げますと、これは東北の養護教諭の人たちが集まって勉強会をやるうといひました。これはやりましたけれども、ところがある県の養護教諭の人たちは、主催者に教育委員会が入っていないからというので、もちろん出張扱いにはされません、休暇も与えられないで戻されたという例がある。こういうような形の研修がいま表を通っておりますとほんとうの研修の趣旨をなさないというのをひとつ御報告申し上げて、提案の私の趣旨の一つの例にさせていただきます。

それから内地留学の例も出ましたが、これは定数法でも御承知のとおり、こういう制度が何人の教師にいま適用されておるか、大体もう内地留学というものはほんのわずかの教師にしか機会が与えられていない、そういう意味であります。それからいま御質問にありました外国の例というの、実は私はこういう教育職員の研修に對す

る制度といいますが、仕組みと、いまの研修手当というものが直接関連しておると、こう思うんでありますが、まあ手当の名前でちょっと申ししますと、たとえばイギリスでは職責手当というのが見えております。その他の手当もありまうけれども、これはどうも直接研修とは結びつかないと思ひますが、職責手当というのはやっぱり教師としての職責の中に研究部門がある。あるいは教師としての主体的な責任部分がある。それに対する手当であるというのが正しいのではないだろうか。それからフランスには教職担当特別手当というのがあるようでありまう。その他ベルギーなんかですと、専門資格所有手当という、教師の専門資格の所有に対する特別の手当がある、こういう形でやっておるようでありまうけれども、これらの手当だけでもちろん論ずるわけにはいかないと思ひますが、主体的な研修の場が与えられてゐる。それと一緒に考えるべきものと思ひるのであります。

○委員長(久保勲一君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

○委員長(久保勲一君) へき地教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本法案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

政府側から宮地初等中等教育局長、岩田財務課長、以上の方々が出席いたしております。
質疑の申し出がございまして、これを許します。楠君。

○楠正俊君 最初に文部省にお伺ひいたしますけれども、この僻地の級別指定基準ですね、これは三十四年にできて三十七年に改正されて、それから交通機関の発達とか、道路の発達、そういうふうなものから考えまして、非常にもう実情に即しておらないという声をしばしば現地で私聞いておるんでございます、この暫定一級地の措置とあ

わせまして当然改正されなければいぬのじゃないかと考えますが、文部省のお考えをお伺ひいたします。

○政府委員(宮地茂君) 現在の僻地学校の級別指定基準につきましては、いま御指摘のとおりでございます。昭和三十四年に制定されてすでに十年も経過いたしております。ところで、この指定基準の根幹をなしますものは道路交通事情といったようなそういうものが相当要件になっているわけですが、そういうものが、世の中の交通事情の発達、産業の発達、いろいろな世の中の変化によりまして、十年前のそういう観点からやりました現行基準がはたして実態に即応しておるかどうかが、こういうことと同時に、その当時僻地学校として指定された、各級別に指定されたものの間のバランスがやはり同じように保たれておるかどうかといったような点につきましては、私も、御指摘のように、必ずしもこれはそのようになっていないということを率直に認めたいと思つております。そういうことでございまして、こういうことと関連いたしましていろいろ僻地基準の再検討の要望も強うございまして、私もそのように感じておる次第でございます。したがって、文部省としては、当面の措置として、暫定一級の指定期間が四十三年三月末でありましたのを、その後二年延長して、現在、四十五年三月末までというふうにいたしておりますが、そういう問題も含めまして、現在この指定基準につきまして根本的な検討作業を具体的に進めております。したがって、すみやかにその成果を得まして、今日までのことを十分反省し、将来のことも考えまして改正案を早急につくりたい、こういうふうな考えております。

○楠正俊君 今度は提案者にお聞きしますけれども、いままでの級別指定基準を定める場合には市町村財政といったものを考慮しないで基準が定められておりますが、この案を拝見いたしますと、その市町村財政の状況を考慮するという形をとっておりますが、その点についてその理由を御説明

願ひます。

○鈴木力君 理案提出の御説明のときに申し上げましたように、この僻地の市町村の財政力というのがきわめて貧弱である。昭和四十一年度の調査でありますけれども、僻地をかかえておる市町村数が千五百九十八市町村、そのうち財政力指数の二〇％未満が四百一十団体もある。それから二〇％から四〇％未満というのが七百八十六団体ある。まあ七四％以上の市町村が、この財政力指数からいいますと四〇％以下になっておる。でありますから、この僻地教育の振興という側面から特に教育施設設備の充実等を考慮いたしました場合、どうしてもこの市町村の財政力というものを一つの基準に引き上げてやる、そうしていま申し上げましたような貧弱な教育環境を改善させてやるということがぜひとも必要である。これはもう貧弱というよりも、現実には僻地というのは財政力が非常に弱い、そういう面を取り上げることが一つの要素として重要である、こういう立場でございまして。

○楠正俊君 この僻地手当の支給率を引き上げても若い給料の少ない人はたいしてその影響を受けないというところから、この最低保障額というのを設けておられますが、これはなかなか私もいいと思うのですが、このあたりのことをいまいしく詳しく説明していただきたいのです。

○鈴木力君 これも御説明申し上げましたように、いまの給与体系ですと若い職員がどうしてもこの僻地の勤務を、まあ魅力を持たないというものは大部分かもしませんが、逃げるというふうな、落ちついて教育をしないというふうな空気が非常にあります。そこで私も、いまの給与をずっと検討いたしまして、少なくとも、二等級でいいますと、大学を出てから五年経験の職員がちょうど三万五千五百円にいまなるわけでありまう。それから三等級でいいますと、これは中間値でありますけれども、三万五千四百円、まあ三等級は数が少ないと思ひますが、せめて大学卒から経験年数五年くらいのところをやっぱり最低基準

として押えられて僻地に行くべきである、そういう意味での最低保障額というものをとったわけでありまう。

○内田善利君 同法案につきまして一、二質問したいと思ひますが、まず提案者に質問いたしますけれども、僻地の定義が変わつておるようですが、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する公立の小学校及び中学校をいう。」というのが、今回は、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島」云々と、このように変わつておるのか、これによつてどのように僻地が変わるか。要すれば、僻地学校はどのように変わってくるか。この辺についてお伺ひしたいと思ひます。

○鈴木力君 こういう考え方でありまう。従来僻地の条件が固定されておる。そういたしますと、社会の進歩に伴つて、たとえばバスの回数でありますという、僻地の指定基準の中で何級地になつたと、その指定をされて十年ほどたちますと、バスがずつとふえてまいりますれば、指定基準が下がる。絶対的にその地域だけを見ますと、僻地性というのがだんだん解消されたという形になつておるのではないか。しかし実際から言いますと、やはりそういう社会的な文化的な進歩の度合いというものは、ますます平地のほう、いわば都会のほうが進歩の度合いが幅が大きい、やっぱ僻地のほうは少ないわけでありまうから、相対的に見ますと、逆にこの僻地と僻地でない地域の格差というものは開いてゐるのではないかと、そういう見方から、相対的に見るという見方をぜひ取り入れたらいいことである。

それからもう一つは、この文化という問題、文化というのは議論すると長くなると思ひますからやめまうけれども、教師にとつて、やっぱ文化的な環境がどうなつておるかということ、これはもう非常に大きな要素になつておるわけでありまして、そういう意味合いから、いろいろな基準

を設けながら、相対的に低いところを、基準を決定をいたします場合の大きな要素といたしたい。こういうことであります。でありますから、かりにバスが、従来交通というものを主として見てまいりまして、かりにバスの回数、ダイヤが二、三本ふえたとしても、逆に僻地の級地が上がるというところさえ考え得る。そういうような僻地対策が必要であるというふうに考えて、この点を提案を申し上げておきます。

○内田善利君 文部省当局に御質問しますが、通学補助金の問題ですけれども、これは学校の統合などによって遠距離通学をいられる児童生徒ですけれども、これは国が一部負担をしているわけですが、小学校、中学校、小学校は四キロ以上、中学校は六キロ以上、このようになっておりますが、学校は統合されたため、いままでは近所の学校に行っていたのが四キロ以上の学校に行くようになった場合に、四キロ以上が支給されることによつて父兄負担は無料だ。ところが四キロまではどうなっているのか、その点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(宮地茂君) これは小学校でございますが、四キロ以上のところに学校があつて、そこに通学します場合に、当該市町村は通学費の補助をするというふうに当該市町村で定めますれば、その半額を国が見るといふことでございます。で、一応基準を設けましたのは、やはりせいぜい二キロや三キロなら歩いていけますし、ともかく一キロであつてもかかつてバスに乗って行くんだというところで、その経費を見るところも公正の原則にも反しますし、また子供の教育上、健康上、わずかな距離のところを無理にバスに乗るよりも、健康上、教育上歩いて通学してもよろしいといったような観点から、一応の基準として小学校、中学校を四キロ、六キロといった基準を設けておるわけでございます。

○内田善利君 私が質問しているのは、たとえばいまの学校、自分のうちから学校まで八キロあるその場合に、四キロ以上の、たとえばスクールバ

スでもいいですが、バスに乗って行く場合に、八キロの学校に行く場合に、四キロから先の費用を支払ってもらふ。ところがあと四キロまで自分が負担しなきゃならない、こういう場合はどうなんですか。

○政府委員(宮地茂君) そういうことをときどき聞きまして私も驚くんですが、これは、その当該町村が財政上の問題もあつて、通学費は出す。しかし、四キロまでは出ないことになつておるんだから、それ以上の分だといったようなことで計算するんだと思いますが、これ考えてみますと、そういう理屈も成り立ちますしうけれども、私も考えております。趣旨はそういうことじゃございませんで、五キロありますれば、四キロ引いた一キロ分だけじゃなくて自宅から五キロの通学費を払われるべきであらう。そうすれば、国はその二分の一ということでございます。しかし、たてまえ上、当該公共団体の申します二分の一ということになつておりますから、不合理とは思いますが、たとえばいま先生がおっしゃいました六キロなら六キロ、その場合に四キロ分を引いた残りの二キロだけに当該市町村が出していかないものは、やはりその半分の経費ということになるらざるを得ないわけでございます。でございますので、文部省の趣旨としましては、そういうふうな計算をすることを奨励しておるわけでもございませんで、むしろそれはおかしいではなからうかという気持ちは持つておるわけです。

○内田善利君 そういうところがあるようですから、そういう点指導よろしく願ひしたいと思います。

それから提案者に最後に第四点の、「市町村が行なう事務に要する経費のうち国の補助率を現行の二分の一から十分の八に引き上げておきます」と、この根拠をお伺ひしたいと思います。

○鈴木力君 これもさき申し上げましたとおり財政力を指定基準の一つの基準にする、要素にするということをお申し上げたのですけれども、そういう実情から、いまの二分の一では、補助金が二

分の一でありますというところ、市町村それ自体がこの僻地教育振興の事務をやつていく能力がないと言わなければいけない。そういう意味から、少なくともこの十分の八全部補助という法律はあまり例がないわけでありまして、補助とすれば相当高い率というところで十分の八という数字を出したわけでございます。

○委員(久保勘一君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたします。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員(久保勘一君) 速記を起こしてください。

○委員長(久保勘一君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

政府側から坂田文部大臣、宮地初等中等教育局長、別府地方課長、以上の方々が出席いたしております。

本件について質疑の申し出がございますのでこれを許します。小林君。

○小林武君 前回、判決書について、大体中心になる問題については質疑をかわしましたが、その際申し上げたように、今回の場合は直接教職員に關係の深い行政処分、懲戒処分についてお尋ねをしたいわけです。その前に若干、やはり根拠が判決書でございますから、多少くだいようございませんで、前提になる問題と考へられるものについてお尋ねをするわけでありまして、この答弁は初等局長にお願ひをいたします。これをお持ちでございますか、この判決書を。このページ数が合うかどうかはわかりませんが、私のやつは裁判所側のやつをそのままあげたものですけれども、七ページですね。こういうことが書いてあるわけです。読みますれば大体すくわかつたと思ひますが、「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とする憲法十五條を根拠として、公務員に対して右の労働基本権をすべて否定するようなことが許されないことは

当然である」こういうことについては、これは御異議がないものだと思いますが、しかし、この判決の出るまでは、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者でないとする憲法十五條を根拠とするあらゆるものが、これは争議権というふうな労働基本権というものは否定されておつたというところは御存じだらうと思うのです。これの最高裁の判決というものが、昭和二十八年ですけれども、それに準拠してやられておつたと思うのですが、その点については文部省はそういう立場でいまままでやつておつたんでしようね。

○政府委員(宮地茂君) いまのいろいろ意見のあるところでございますし、また受け取りようによつて、そうではないといつてもさうであつたではないかと言われるような多少あいまいな点があつたのは私も事実だらうと思ひます。しかしながら、この憲法十五條を根拠として云々と、いま小林先生がお読みになりました七ページのこの点については、私も私としては異論がないということとを、数回にわたつて大臣も私も申し上げておるところでございます。

○小林武君 判決が出たから、文部省はこの最高裁の判決に異議があるといつたところでしょうがない。それを認めるのは当然です。

そこで、その以前です。その以前に、いわゆる先ほど言つたように、最高裁の判決によつても、憲法十五條の根拠によつて国家公務員並びに地方公務員というものは一切の争議行為というふうなものが違法であるという措置がとられておつたことは、これは文部省としてさうであつたとおっしゃるでしょう。さうでないですか。いやいやそんなものも初めから考へておらなかつたというなら、そういうお答えでもけつこうです。

○政府委員(宮地茂君) 地方公務員法の三十七條ですか、あの規定による争議行為については違法である。ただ争議行為と認めるかどうかというものは、これは従来から十分解釈してやつておつたと思ひます。一分一秒たりともといったようなことでなくて、実態を見てやつておつたと思ひます。そ

の辺が多少先生のおっしゃるお気持ちがどうい
お気持ちかよくわからないのですけれども、違法
な争議行為はしてはいけないということを言っ
ておいたのが事実でございます。

○小林武君 これは別に私の個人的意見を言っ
ておるのではない。だから私の言っておるのが間違
いがある、そういう最高裁の判決がなかったとい
うことになればこれは別です。しかし私の聞きか
じって来たあれによると——何しろ私も法律につ
いてはしろうとですから……。最高裁の昭和二十
八年の判決は、いわゆる憲法十五条によって争議
権というものは認められないで、争議行為の一切
は違法として処分されてきた、こういうように私
は覚えていて、文部省はこんなことをてんで頭
の中に入れて、こういうことになるとこれはおかし
いと思うがどうですか。

○委員長(久保勘一君) 速記をとめてください。
〔速記中止〕

○委員長(久保勘一君) 速記を起こしてくだ
さい。

○説明員(別府哲君) 二十八年の最高裁判所の判
決の骨子となりますのは、公務員は全体の奉仕者
である、その全体の奉仕者ということを理由とい
たしまして、公務員の労働基本権が制限されるの
はやむを得ないことであるということが二十八年
の最高裁判所の判決の一番の要点であった、この
ように記憶をいたしておるわけでございます。し
たがって、そのような考え方を基礎にいたしまし
て、公務員のこのような争議行為等について、そ
のつど組合の計画をする争議行為についての教育
委員会としての対処のしかた等指導をしてきたと
いうのが従来の実態であらうかと存じます。

○小林武君 たいへんすっきりとわかりました。
そこで、先ほどのあれをもう一べん申し上げま
すと、今度の判決によつては「憲法十五条を根拠
として、公務員に対して右の労働基本権をすべて
否定するようなことが許されないことは当然であ
る」という、こういうこの判決が出ていたので、
ここで違ひが出たということを私は確認したかっ

た。初中局長さんはその点については、この判決
書のあれはそれとおりであると答えましたと、こ
うおっしゃっておる。

そこで、次に御質問いたしますのは、九ペー
ジの「地公法三七条および六一一条四号が違憲である
かどうかの問題は、右の基準に照らし、前にい
るいろいろありますけれどもそれは省略いたしまし
て、「ことに、労働基本権の制限違反に伴う法律
効果、すなわち、違反者に対して課せられる不利
益については、必要な限度をこえないように十分
な配慮がなされなければならない」と云々とある。
この法律効果の中に、いまから言うことは今度は
われわれは判決後のことを言っているのですから
ね。それを御理解いたしまして、法律効果には懲戒
処分を含まれていると考えておいて、どう
か。これは初中局長でけっこうです。

○政府委員(宮地茂君) いまおっしゃる労働基本
権の制限違反に伴う法律効果の中には、行政処分
は含まれると考えます。

○小林武君 そうすると、この法律効果、すなわ
ち、違反者に対して課せられる不利益について
は、必要な限度をこえないように十分な配慮がな
されなければならない、ということがこれは明らか
になったわけでございますから、次に進みたいと
思います。そうすると、次に、地公法三七条
一項同盟罷業、怠業その他の争議行為またはここ
に書いてありますね、云々。怠業的行為、そうい
うもののすべての行為が違法だということではな
いのです。この判決書の中に書いてあると私は読ん
でいるのです。その点はどうか。

○委員長(久保勘一君) 速記をちよつと速記をと
めてください。
〔速記中止〕

○委員長(久保勘一君) 速記を起こして。
○政府委員(宮地茂君) これは判決にありますと
おり、先生がページ数でおあげになりました九
ページの終わりの「職員は」というところから一
〇ページの四行目の「若しくはあつてはならな
い」とあります。それを文字どおりやったら、文

字どおりに解しては違憲の疑いがありますよとい
うことを判決でいっておられるので、私ももそ
のとおりであらうというふうに考えておりま
す。

○小林武君 そこで、そこをそういうふうと言
てしまふと具体性がなくなるのであなたに言っ
ているんだが、そういうことは初中局長さん、あな
たのほうでやれば、十万とか十何万という人間が
一度争議行為が起ると処分されるわけですか。こ
れはわれわれが言う場合には訓告も含めていま
すけれども、これはやはり、するほうとしても気持
ちのいいことではないと思う、されるほうもなお
ね。ですからそういうことを具体的に言えば、こ
のところはこういう判決文で法律家の書いた文
章とすればそうすけれども、いってみれば、文
字どおり解釈してはだめなんだと、こういうこと
を言うからには、ここに書かれていくべきじゃ
ないと言ふんだから、すべてここに書かれてい
る内容のすべてが違法だということに解すべきもの
ではないということ、この点をお認めになります
か。これ非常にぼくはくどいような質問をしてい
るけれども、やはり一つ一つ詰めていかなければ
ならぬものですから言っているんです。

○政府委員(宮地茂君) これは規定があります。
その規定を字づらだけを、うわべだけを見ないで
十分その意味するところ、趣旨を考えてやりなさ
いという意味だろつと思ひます。したがいまし
て、字づらだけを読んで軽々にやるべきでない
で、その意味するところを十分行政官庁として
は、いわゆる処分権者としては字づらだけを解さ
ないで、十分この趣旨を体してやるということだ
ろつと思ひます。

○小林武君 体してやるということではしやうと
おっしゃるがね、よろしいか。よく聞いておいて
くださいよ、聞かないとわからない。もう一べん
そこ、いま大臣も隣から何か知恵を授けたようだ
から、このところを、もうとにかく三つしか問
題ないんだからはっきり確かめておきましょ

よ、お互いにこれ大事なことから。三十七条の
問題について、まず、いま一項の問題について中
身をそのまま文字どおりやたらだめだといふの
だから、その中で結局違法でないとして認められ
るものもわれわれのことばで言えばあるんだぞ
と、その裁判所の判決書は言っているのですよ
と、このことが理解できますかと、こう言ってい
る。

○政府委員(宮地茂君) 先走つて恐縮ですが、一
二ページの三行目に「かように、一見、一切の争
議行為を禁止し、一切のあおり行為等を処罰の対
象としているように見える地公法の前示各規定
も」云々とありますように、先生がおっしゃいま
すと同じように私も解しております。

○小林武君 そこで、ここで重大なことをお互
いが確認しなければならぬと思うのですが、これ
を間違つて憲法違反になるというところをお考
えたい。お互いにちよつとあそび失敗したん
だということでは済まされる問題じゃない、憲法違
反。憲法違反を犯すというやうなことがあつては
たいへんだということ、お互いにやはりここで
確認しなくちゃならぬということではないかとい
うんです。これはあなたにそういうこと、この答
弁は求めません。しかし、そう御理解いたし
て、異議があつたら、いやいややそうじゃないとい
うことだつたらまた御答弁あつてもいいけれど
も、そういうことです。

そこで次の問題です。したがって、すべての同
盟罷業、怠業その他の争議行為または怠業的行為
をとらえてすべての懲戒処分の対象とするとい
うことは誤りであるということがそこから出てき
ませんか。前を認めればそういうことが出てくる
と私は思ふんですが、どうでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 大体先生おっしゃいま
したとおりだと思ふんですが、一切の争議行為を禁
止しておるというふうな文字どおり解釈すると、
先生おっしゃいますように違憲のおそれがありま
すよというところでございますから、先生がお

○小林武君 それでは二番目までは同意したことになります。ただあとで間違つたと言わないように、ひとつお願いしたいんですが、これはどの重大なことですか、これはどうなんでしょう、判決が出たあと文部省はこれについて、懲戒処分について、この判決後にそれぞれの教育委員会等に従来のいき方とは違つたということを十分理解されるような指導、助言というようなものがあつたのかどうか、この点ちょっとお尋ねいたします。

○政府委員(宮地茂君) この趣旨につきましては、これは、この判決が出た後の場合でも、大臣からも関係の者の会合のときには申されまして、私も言っておりますし、なお、従来、文部省が都道府県で行政処分をやり出す場合の指導は、この判決にありまう一般論、抽象論としてでなくって一〇・何々ストライキについての問題についてはこうだというように、非常に具体的に従来は指導をいたしておると承知いたしております。したがって、一般的な考え方の指導ではなくって個々の事件に即しての指導でございますので、それについて、あのときの指導は間違つておつたというようなのは思ひ当たらないわけですね。

○小林武君 だからほくはさつき話したので、昭和二十八年の最高裁の判決によると、だから、その前からずつとなかなかこれは問題があつたところですね。しかし、それは最高裁のあれが出なければどうという問題でなくして、憲法上の問題からいってこれは論争点であつたわけですね。だから、そういう立場から言へば、その結論が今度出たということですね。前は十五条によつてとにかく一切のあれは違法行為なんだというあれに立つておつた。それが改まつたとして前のやつとあとのやつとはちよつと違つてきやしないかということになるでしょう。私は誤つたということまではここであなたたちに言いたくない、基準が違つておつたと私は思う。そうじゃありませんか。これは認めないわけにはいかないでしょう。

前は一切のやつが争議行為だと、違法だと、こう言つておつた。ところが、それが今度はそうじゃないんだと、十五条によつて労働基本権を奪うということは問題なんだぞという判決なんですか、やり過ぎたら憲法違反の疑いを免れないと、こう言つておるのですから、基準がまるつきり変わつてきた。基準が変わつてきたというものは、のほろみで変わったのじゃなくして長い間の両方の、労使の間の論争だ。最高裁が日本国憲法のたてまえに立つてやつたのではありませんか。だから、私は、前のやつはあまりそういうことは誤りございませぬというように言うのはちよつとおかしいと思つたのですが、この点は大臣どんなものでしょうかね、お考えをちよつと聞かしていただきます。

○政府委員(宮地茂君) 具体的な点を私から先に申し上げます。確かに、二十八年の判決と今回の判決は、ニュアンスと申しますか、違つておるように思ひます。しかしながら、それののちとしまして、文部省が直接のストライキその他について行政処分等の話し合いを都道府県とし、また指導をいたします場合は、先ほども申しましたように、個々の問題について十分考へてやつておるもので、いま振り返つてみて、二十八年の判決と今回の判決では違ひますが、従来の判決を文字どおりに指導をしていなかつたという点で従来のやり方を反省してみても間違つた点はないというふうに感じております。

○小林武君 それは文章にならぬよ。それはだめだよ。

○国務大臣(坂田道太君) セベージのところをちよつと聞いていただきたいと思ひます。

先ほどお話しした「公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とする憲法十五條を根拠として、公務員に対して右の労働基本権をすべて否定するようないことが許されなことは当然であるが、その次にまたあるのですね。「公務員の労働基本権については、公務員の職務

の性質・内容に応じて、私企業における労働者との異なる制約を受けることのあるべきことも、また、否定することができない」。この後段もやはり読み合せてこれは考えなければいけないと私は思つたのでございませぬ。そこでこの一二ページでございませぬが、「かように、一見、一切の争議行為を禁止し、一切のあおり行為等を処罰の対象として見るように見える地公法の前示各規定も、右のような合理的な解釈によつて、規制の限界が認められる」というふうなやうに合理的な解釈をするわけですね。つまり労働争議の態様というものを考えなければいかぬ、公務員についても、というふうな考へております。

○小林武君 わかつちやないのですか、文部大臣、私はそういうことを失礼のように言うけれども、聞いてください。大臣、あなたたちやはり耳をすまして聞いていただきたいと思つたのです。これは重大なことだから、あなたが読みになったものよりか。まず先に私は確めるために二十八年の最高裁の判決というふうなものを出した、その場合には憲法十五條によつて一切のものを認めないという一つのあれがあつた、しかし今度の場合には、この十五條によつて全体の奉仕者だからこれを根拠にして労働基本権のすべてを否定することはいふのは何かという、これは文部大臣の先ほど読まれた、何といつてもそこに公務員の場合には私企業の労働者とは異なる制約を受けるべきことはこれは認めないわけにいかぬと、こう言つておるのです。だからこの問題扱うについては、何べんか申し上げたように、労働基本権の全面的なものを望むところの法益と、それからいふやうな一部の奉仕者であるというこの十五條の立場に立つこの違法というところの法益とのその両方の立場に立つて調和のとれた合理的な解釈をしなさいという、そういう結論が先ほど来言つておるやうな、最後にいって、もし、これ誤るといふと憲法違反の疑いは免れませぬやうなところに来ておるわけですね。だから、この論理はわれわれも承知

してちゃんと申つておるわけなんです。しかし全面的にやるといふものを、認めなければならぬというその認める範囲を定められたことは、先ほど来初中局長がその点そのとおりですと、こうおつた。そのとおりなんです。さあそうすると、初中局長の言ひ分にはやはり論理上間違ひがあると思ふのは、あなたはどうもそのところが、これはよく文章にして調べればこれは一目瞭然のことだと思ふけれども、前にそういうことをやつたが、あとどういふふうに変つた、そうすれば前の基準とあとの基準とあなたの頭の中に基準が違つてきているわけですね。それでその基準が違つてきている限りにおいては違ひがあるわけですね。認めないわけにいかぬでしょう。前のものが一切とにかく争議行為だとして許さないという立場に立つたやり方をやつてきたのですから、今度の場合にはそれは許されな

い、へたなことをやつたら違憲の疑いは免れませぬやうなところから違憲になつたらいへんだから、あなたたちの態度はその間において懲戒処分も同じですよ、含まれておるやうなあなたのお立場からいへば、これについては慎重を期さなければならぬと、きつめてあなたたちの立場に立つて言わなければならぬのではないかと。私は後ほどこの問題についてはいかにとにかおかしなことが行なわれておるやうなことを実例をもつて申し上げますけれども、それはここに伏せておいて、それはあるでしょう、そのことを理解できませぬか。そのことが一点。

それからもう一つは、あなた個々の問題について指導しましたと言ふが、個々の問題というものはあなたというものを言うならばたいへんだ。個々の問題というものをわれわれ受け取れば、十何万なら十何万人の人間の一体その処分の理由書というものを全部あれして、理由のあれを全部これは合理的であるというやうなことを判断するわけにはないでしょう。あなたのほうでは一般的に今度の一〇・八なら八は、これは違法でございませぬ、これについてはもう嚴重な扱いをやりなさい

と、これは新聞にもよく出ていますね。そうやって指導でしょう、結局。その限りにおいては、そういうことがあなたの指導で誤らないというならば、これはいままであなたに答弁したところは全部口先だけの答弁で、もう考え方は全然変わっておらぬということになるのじゃありませんか。この二つについても少し説明してください。

○政府委員(宮地茂君) 多少先生のお答えに、いままで尋ねられたのを復習するような点からお答えしますと、二十八年の判決と今回の判決は、先生は違うではないかとおっしゃいます。それは確かに違いますが、私はそれをニュアンスの相違と言ったわけですが、先生はニュアンスどころではないというふうな感じをお持ちのようでございますが、違うという感じはそれとおりでございます。しかしそれにしてしまっても、手放して労働基本権だけが尊重されるわけじゃございませんで、先生がかつてもお読みになられました、あまりいまい言いますと、先走りますのであれですが、両者の——これは一四ページにござい

ますように、二地方公務員の具体的な行為が禁止の対象たる争議行為に該当するかどうかは、争議行為を禁止することによって保護しようとする法益と、労働基本権を尊重し保障することによって実現しようとする法益との比較較量により、両者の要請を適切に調整する見地から判断することが必要である。ということ、労働基本権の制約はやはり言われておる。ただその観点が、二十八年の判決のときには、全体の奉仕者という点を強調されておった面がございまして、そういった点で違があるように思いますが、それにしても、労働基本権の制約があるということは、やはり今回の判決でもいわれておる点でございます。

それから指導のしかたは、私が個々の申しましたが、一人一人ということじゃなくて、今回の一〇・何々ストはといったような意味で、一般的に、そもそも争議行為はという指導は従来してなかったという意味の個々の点で指導したと申しただけでございます。

○小林武君 ちよつといまのところわからなかったけれども、ぼくらの書類を見ると、処分された人の三十七条違反、こう書いてある。もしあなたたちが昭和二十八年のあの判決の趣旨に沿うたようにやれば、三十七条の違反というあれからいえば、全面的に三十七条一字一句も違わずに文字どおり実施するということになる。そうでしょう。そういうことでしょう。あなた、それをしないというのか。そうじゃないでしよう。だから、処分にはみな三十七条違反と書いていますよ。そのことは認めないわけにはいかないでしよう。

○政府委員(宮地茂君) どうも私あまり申しませんが、三百代言みたいにおとりになれると思いついて、言いくぐりございまして、その三十七条違反というふうに従来言っておりましたのも、文字どおり三十七条違反と、そうやっぱりお読みになられますと、こちら側が出しました通達には註釈がありませんが、やはりその出しましたものをとくに教育長会議等で申しておりますのは、ともかく争議行為は一分一秒たりともどうというやうなやり方は、従来といえどもしていなかったということ、これは御了承いただけるものと私は思っています。

○小林武君 そういふことをおっしゃらないのか、通達を読んでもてください。

○政府委員(宮地茂君) ちよつとこへ、先生の御質問こういふことまで予想しておりませんでしたが資料が不十分ですが、とりあえず四十二年の手元にありますから、それを読ましていただきます。

四十二年の十月九日に初中局長から教育委員会の教育長に出しております。

さらに、公務員労働組合共闘会議は、十月六日に「十・二六ストライキ宣言」を發して、いっせいに争議行為を行なうことを公表しました。このことについて、別紙のとおり、総理府総務長官談話が發表されると同時に警告が出されましたが、いうまでもなく、その目的が給与等の勤務条件に関する要求実現のためのものであつても、公務員たる教職員が争議行為を行なうことはもとより、そのための準備行為を行なうことも地方公務員法第三十七条によって厳に禁止されているところであります。

○小林武君 だからね、その点は、あなたがいまお読みになったとおり三十七条一項、これは全部違法だといつてやつておつた。今度はその点はいかぬわけですね。もちろん、これから行なわれるいろいろなものの中には違法行為がないとはいえない。判決書の解釈からいって違法行為といふものも出てくるでしょう。しかし、違法行為でないものもあるという、そういう見方も今度はしているわけですね。そしてその見方はどこから出てきたかという、先ほどあなたが言ったように、労働基本権を守ろうという立場のものと、争議行為を許さないという、その行為との間の両方を調和させるといふような解釈の上に立てて出てきましたと、こういつている。だから、私は非常な大きな変革がそこらに起こっているということですね。それをあなたが認めになったんだから、文部省というのは、それについて少なくともこの懲戒に対して文書等でもって間違ひのないような指導をやつていけるべきだと私は思うんですが、やつてい

のかやつていないのかどうかと聞いている。あなたはそれについて前にかつたことは間違ひございませんとおっしゃるが、言っているのはおかしくございませんかということですね。

○政府委員(宮地茂君) この判決で地公法三十七条を文字どおり読んでやれば違憲でありまして、う。しかしながら、三十七条規定を文字どおり読

まなければ、先ほど来申し上げましたような両法益を勘案してというふうな解釈すれば、憲法違反の規定ではございませんとおっしゃるに三十七条を言つていただくわけではございませぬ。したがうて、私どももいたしまして、この三十七条というところは確かに通達で言つておりますが、この判決が指摘しておりますように、文字どおりどうこうというやうなことは従来も言つておりませんが、先生のお尋ねにことばを返すようでございますが、どうも従来やつておりましたことを、いやしくも懲戒処分というやうな不利益なことですから、これはいつやるにしても慎重の上にも慎重を期するということとは当然必要でございますし、そういう意味におきましては慎重を期する必要がございまして、そういうことは、これは教育長会議等でも言つてもよろしゅうございまして、従来とは違つておつたんだから、今回はこうなんだというやうなあらたまったやり方ということ、私は必要はないのじゃなからうかというふうに感ずる次第でございます。

○小林武君 あなた、そういうのを詭弁というのです。よろしいですか、その打ち合わせ……。あなたたそういうことは詭弁ですよ。その文章の通達を読んだ人が、その中に、一体いまの四十二年の文章を読んで、十分勘案して違法でない争議行為といふやうなものもあるし、それからこの中には争議行為に入らないやうなものもあるのだと、そういう判決書の中に書いてあるやうなことを区分けしてやりなさいという意味が、その中に含まれていてあなた抗弁しますか、あなたはそのんこと言つてはいかぬですよ。あなたたそういう逃げ口上はやめるべきなんだ。ぼくはいまあなたの責任を追求しているとか何とかいうこと自体について、私は最高裁の判決をもって満足だとは思つていない。しかしながら、出た最高裁の判決というものはお互いが守らなければならぬところであるという角度から、あなたに、お互いに正確にものをとらえて、そうして間違ひのないやうに

解釈すべきでないかということでも議論して
いるのですから、あなた、そういうことを言うの
はちよつとおかしありませんか。そういうこと
を言わずに、前とは違いましたということを言わ
なければならぬでしょう。いま私が聞いておっ
て、文章一々見て正確にあればいいけれども、
違っています。そのとおりやらないといふこ
とでしよう。だからこそばくは冒頭に何を言っ
たかという、憲法十五条によって一切の争議権
というのを認めないのだということを判決で昭和
二十八年に出している。あなたいろいろあなたを
言うけれども、昭和二十八年からばくはあなた
の読んだところまでの間ぐらひは、ずっとそれをい
ただくほうの側にいたんだから、相当何べんも
目にかかった検討もいたしました。ただ頭悪く
て忘れてしまふのですから、いま思い出せぬけ
れども、読んでいけばなるほどいま回想してい
る。そういうことを抜きにしてさくばらんにい
きましよう。前といまとは違ふと、あなたが認め
ない、と断言するなら断言してください。認められ
ません、前もいまの判決書と同じ立場でやりまし
たと断言できるのならしてみてください。それな
らば私もひとつ覚悟をきめて、この問題はきよう
あたりでやめようと思つたけれども、やらなけれ
ばならぬということになりますね。それはひと
つ相談してあなたよく考えて答弁してください
よ。

○政府委員(宮地茂君) 二十八年と今回のでは、
先生と私の感じ方の相違はあるのですけれども、
違ひますということは申し上げているわけであ
るが、しかしながら、やりました指導なりあるいは
処分なりというものは、今回の判決に照らして問
違つてはいないというふうに私もは考えている
わけですよ。

○小林武君 どうして間違っていない。理屈を
言つてごらんない。具体的に例をあげて言つて
ごらんない。

○政府委員(宮地茂君) ですから、少なくともそ
の争議行為をした一分一秒たりともみな処分を

し、賃金カットをしたといったようなやり方はな
されてないわけですね。ですから、先生のおつ
しやいます基準が違つたではないかとおっしゃら
れれば、私は基準とまで言えるかどうかは別とし
て、多少相違はありまして、違ふのは違ふとい
うことでございますが、しかしながら、それに照
らしてやりましたことは、今回の基準に照らして
みてこれは行き過ぎたことをやっておつたとい
うことはなされてないといふことでございませ
う。どうも先生の御尋ねに、私は基準とおつし
やその点はそのように、同じように解しますが、
なされた行為まで、いままでやっておつた処分と
今後は当然もう違つてくるのだ、今回の基準に照
らすといままでやられた処分はやり直す必要があ
るのだといふふうなものはないといふことでござ
いますので、先生のお尋ねに対して答えが並行す
るような感もしないでもないのですが、以上のよ
うにお答えする以外にないと思つ次第でござい
ます。

○小林武君 具体的に聞きましょう。それではひ
とつ、私この間出した資料はちよつと持つてこ
なかつたけれども、懲戒という法律的なあれからい
けば、私の計算から見れば戒告を入れていますか
ら私どもの場合はずいぶん大きな数になります
が、懲戒と言われる処分の中に入つた人たちは、そ
れはあれですか、あなたのほうで少なくとも処分
をやつた各県のあれをずっと見てきて、その処分
というものは、よく聞いてください。ちよつと
る出すとだんだんおかしくなるから、よく聞いて
から、いま打ち合わせがあるならばひとつ速記で
もとめてやってください。私の言うのは、懲戒処
分をしたもの、そこからはずれたものと、これが
あるのかどうかということですよ。いまの判決の中
にあるように——いいですか、あなたのほうはた
いへん進歩的でそういうあれをやつたとおつし
やのだけれども、これはどうも争議行為と銘は
打つていけるけれども、これは争議行為の中に入ら
ないもの、違法でないものである、これは違法に
入るものだ、そういうふうに区分けして全然懲戒

処分をしなかつたものというのがあるのですか。
同じ行動をやつた者の中で、同じ行動といつた
ところで県も違えば町も違ひ、学校も違えばみな違
うのですよ。指令は一方所から出ましても実際
施するときは、あなたのほうでも十分調べている
ようだが、これは違ふんですよ。

そうすると、それを一々全部あれて、これは
違法の中に入らない、そういうものが何人あつた
のですか。そういうものがなくて、参加したもの
はすべてやつたといふことになる、これはあな
たのおつしやることと違ひます。今度の場合
は、もしも一斉にどれもこれもみんな違法である
といつてやつた場合には違憲の疑いを免れない
と、こつと言つてゐる。あなたのほうでそういう区
分けをしてやつたという、そういう事実があるな
らば、私に、何人そういうことをやつて、どうい
うものはどうしましたといふことを述べてくださ
い。

○政府委員(宮地茂君) これは最近の資料でござ
います。いづれも今回の判決が出る前でござい
ますので、二、三の例を申し上げます。四十一年
の一〇・二一闘争のときの参加者総数、これは全
国でございまして、全国で十五万人余りでござい
ます。そのうち懲戒処分をされておられますのは六万
五千人余りでございまして、半数以下でござい
ます。それから先生は訓告は懲戒の中に入るといふ
うにお考えのようですが、私のほうは訓告は懲戒
ではないといふふうに考えております。それにし
まして、訓告が五万四千余でございまして、
懲戒が六万五千、訓告が五万四千、足しまして十
二万でございまして、参加者は十五万でありますか
ら、懲戒も訓告も受けないで参加しておるものが
三万人あるということになります。

四十二年の一〇・二六のときは参加者が十四万
人でございまして、懲戒は二万八千人余りでござ
います。訓告が十万人でございまして、したがいま
して、このときも一万人余りのものは参加者でござ
います。懲戒も訓告も受けていないといふものも
ございまして。

四十三年の一〇・八でございまして、参加者が
十六万人でございまして、懲戒が四万二千余りで
ございまして、訓告が十万人でございまして、したが
つて、訓告と懲戒を足しましても二万人ばかりが参
加者の中で懲戒、訓告も受けていない。これは全
国的な平均数字で、各県別のがちよつと出ており
ませんが、以上のような次第でございまして。

○小林武君 その点をお尋ねいたしますが、そ
うすると、そのあればあなたのほうでどういふ
に承知してありますか。懲戒に入らなかつたもの、
あるいは訓告に入らなかつたもの、これはどうい
う事情でそうなつてゐるのか。それは違法でない
という判定を下しておやりになつたのですか。ど
ういふことですか、それを言つてください。

○政府委員(宮地茂君) これは争議行為に参加し
ておりますから、争議行為ではないといふこと
じゃなくて、争議行為ではあるけれども、懲戒に
値しないと思ひます。懲戒する要なしといふ
うに考えた結果であると思ひます。

○小林武君 どういふことに対してですか。それ
はさうでしよう。分けて隔てすることはないでし
ょう。いかなる理由でということになるでし
ょう、人を処罰するの。

○政府委員(宮地茂君) 一般的なお答えで恐縮で
ございますが、たとえば参加者といひましても参
加時間数が非常に短かい人もあれば長い人もあり
ましようし、また現実には授業時間、担任の子供の
授業がある時間に食い込んだ人もありましよう
し、授業がなかったと申しましようか、そういつ
た一般的なお答えになつて恐縮ですが、そういつ
たようなそれそれによつて状況が違ふと思ひま
す。したがいまして、裏を返せば、争議行為には
参加したが、参加した時間が短かいとか、あるい
は授業に支障をきたさなかつたとかいふような
方は、争議行為ではあつたけれども、懲戒に値し
ないという判断であらうと思ひます。

○小林武君 それではどうですか、あなた。処分
しようにも報告がなくてできなかったものもあるで
しょう。それはどれくらいですか。

○政府委員(宮地茂君) 私のほうへは参加者名と処分者名という事でございますので、その参加者も県でまとめます場合には、地教委の報告に基づいて参加者が集計されておると思ひます。したがって、参加しておる方も報告を県にしなければ、県としては掌握しようがないという様な事でございまして、したがって、いま先生お尋ねの、報告されていない数字というものは取りようがございませんので、私のほうはわかつておりません。

○小林武君 いかにあなたの答弁がいい加減だといふことをよくあらわしてゐると思ひます。一番近いやつは、ちやうど私の出身地では内申してないが、ぼくが行つてゐるとき、それに対して、文部省からの強硬なあれがあるといふことで、県の委員会から、それはもうたいへんなあれで押しかけてきた。その間の事情を詳細に私は知つてゐる。私はそういうことについて、長い間、あなたたち知つてゐるうちに、直接内部のことについても調査もしておりますから、当面の責任者でもあるわけですから、その間のものをずつと見れば、あなたのおっしゃることはみなうそです。ここでうそを言つて、そうしてごまかすといふことはやめなさい。私は過去にさかのぼつて、あなたたちのやつたことをどうだといふことで、いま責任をとれといふことではない。しかし処分されたものが一体どれくらいおるかといふことは、あなたたちはみなわかるでしよう。あなたたちも役人生活をやつておつたら、一つ何かくじつたかどうかといふことは一番おわかりだと思ひます。そういうことを考えますと、処分といふのはたいへんなものなんです。特にこの種の処分といふものは憲法上保障された問題なんです。その論争点のあれが出てきて、先ほどあなた冒頭に認めたように、三十七条にとかく違反するやうな行為をやつたものは、全部これは違法行為なんだといふことをやると、この判決では違つてくるのはあたりまえではないですか。そんなこと違ひませんといふのは、もうそれは詭弁はなはだしい。しかし、いまあなたとそんななまぐら問答をやつてもしょうがないから、これは後に残しましやう。この問題については、これから少しあなたとこの問題だけで一べんやらなければならぬと思ひます。しかし、きょうは先に進まなければならぬから、一つ最後のあれだけやつておきまじやうね。

あなたのところでは一体、違法のこの判断基準といふのはどこに置いてゐるのですか、文部省にはないですか。違法の判断基準、このことに関してです。違法の判断基準、ないの、あるの。

○政府委員(宮地茂君) 委員長、ちよつと速記をとめてくれませんか。

○委員長(久保勲一君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(久保勲一君) 速記を起こして。

○説明員(別府哲君) 従来争議行為と一般的にいわれます、いわゆる同盟罷業を行つた職員に対して教育委員会が処分を行なう、その法律上の根拠になつております三十七条の規定、これに違反をしたという理由で処分を行なう。そして実際に処分を行なう場合の基準と申しますか、その内容といたしまして、地方公務員法の二十九条に、地方公務員が懲戒処分を受ける場合に、あるいはまたその程度、種類といったようなものが書かれてゐる。これらのものを基準として教育委員会が処分を行なつておる、このように考えております。

○小林武君 ちよつと課長さん、失礼ですけれども、いまちよつと横からものを言われたものだから、聞き漏らしちゃつたところがあるから、初めからもう一べん簡単に言つてくださいますか。

○説明員(別府哲君) お答え申し上げます。公立学校の教員でございまして地方公務員が争議行為に参加をしたという理由で懲戒処分を受ける、その根拠となつておりますのが地方公務員法三十七条第一項であることは、もう十分、先生も先ほどからのお話になつてゐるとおりでございます。この規定を根拠と申しますか、基準として、争議行為に参加したものを処分しておる、そういうことだと考えておりますが、お答えになりますか……。

○小林武君 よくわかりました。そこで課長さん、せつかく言われたのだからお尋ねしたいのですが、その三十七条を基準にしてやつたという場合に、今度の判決の出る前までは基準にこの三十七条にあるものはみな違法だと言つたのでしやう。そういうことでやつたわけではしやう。

○説明員(別府哲君) 従来、文部省が地方公共団体の教育委員会に指導しておりました際には、今回の争議行為、統一行動といふものは、三十七条一項に該当する忌業、同盟罷業、争議行為であるから、これは違法なものと考え、公務員が違法な行為をしたときには適正な処分をするようにという指導をしてきたわけでございます。

○小林武君 あなたの言ひは、一番よくわかる。いい、悪いは別として。あなたのあれで申しますと、今度はこれでできないといふことになる。今度の判決といふのは、いままでどおりにはいけませんよといふことになる。そうすると、いままでと今度とは違つたといふことになるのじゃありませんか。それじゃ、さつきから私を二人かかってだましておる。なんです一体、汗を流すほどだましておるの。

○説明員(別府哲君) 今回の最高裁判所の判決におきましても、この三十七条一項は結論としては合憲であるという判断には立ち至つております。その過程で、先生おっしゃるやうに、文字どおりこれを読めば違憲の疑いがあるわけで、実質論を展開いたしておるわけでありまして、したがつて、今後の問題を先生仰せになりましたので、今後の問題について考えますと、今後この三十七条一項に該当するかのとき行動が行なわれた場合には、今回の最高裁判所の判決といふものを十分体して、その規定の趣旨に従つた三十七条一項の解釈をしなればならぬだらう、そういうことは考えられるわけでございます。

○小林武君 明快。そのことを早く言えばこんな長い時間かららないのです。それは局長さん、あなたの言ひは、違ひなくおもしろい。いまの答弁は。そういうふうに私は言つておる。だから違法行為といふものがない限りにおいては懲戒処分はできないといふことになるわけだ。前といまとは違つたやうありませんか。そうすると、この中にいまお話しのように、今度の判決に従つて地公法三十七条の問題についていろいろなるものが段階的に考えられる。やはり違法だときめられるものもあるでしやう。しかしながらその中には違法に該当しないものもある。判決書の中に書いてある。そういうものもたくさん出てくるから、今度のあれは慎重にいかなければならぬといふことになる。前と違つたといふことになりまして。これからあとのことについてはこれからじっくり意見が違ひますからひとつまたお尋ねいたします。

そこで一つ局長さんにお尋ねしたい。一体こういうことを言うのはどういふことではしやうか。あなたは一分とか一秒といふものはなかったと言ひけれども、授業時間二分以上カットは警告、こういうあれが出てきておる。こういうことは、これは文部省のいままでの方針からいへば、二分以上は警告と、こういうことは、するように言つたのですか、しちやいけなかつたのですか。そのことが一つ。

それからこれはなかなかおもしろい。すね。「十・八統一行動に関する処分について」、「この度の行政行為は懲戒の手段及効果に関する条例施行規則に違反してゐる。このことは同時に地行法……」——地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律に違反してゐる。懲戒及び効果に関する条例施行規則等に違反してゐる。これは同時に、いま言った法律です。略して「地行法二十五条に違反してゐる」。こう違反してゐるといふ。しかし、そういう違反してゐるけれども、この処分はあたりまえだといふつまらぬ決定ですね。この処分は何でもないのだ、こう言つてゐる。おかしいと思ひます。こういう混乱を起こすところにこれが指導されてゐるのです。

よ。二分間は戒告。これはどうですか、誤りでつか、まともだと思いませんか、どうですか。法律に違反しているが処分は有効である、これは文部省の論理にだんだん似てきた。これの答弁をひとつ聞かしてください。県段階の話です。

○政府委員(宮地茂吉) 従来文部省として一分と二分とかがいったようなことを指導はしてありません。ただ、いまの先生お読みになられたのは、地方課長に聞きますと、山形県の例であらうというところのようでございます。この場合、勤務時間には相当食い込んでおるが、授業の欠けておるのは二分とかいうふうに、過去のことでございまして、で私当時に在職いたしておりませんが、地方課長の承知しておるところではそういう意味で、二分間というのは二分と言え三分ですが、勤務時間には食い込んで授業に二分というように聞いておるといふことのようにございまして。

○小林武君 いや、聞いていますからというのではなく、あなた考えたかどうかということになる。

それからもう一つ。やった法律的手続は全く違法であった。しかし、処分したそのことは、違法でやったんだけれども有効だということの論理、これはどういふことになる。こういう解釈は妥当かどうか。

○説明員(別府哲君) ただいま先生御指摘の山形県の処分の手続に関する問題でございますが、まだ詳しく県当局のほうから報告を受けておりませんので細部にわたっては十分な御説明ができませんが、一応の報告では、懲戒処分を行ないます場合、懲戒の手続及び考課に関する条例でありますとか、あるいはその施行規則といったようなもので、その懲戒処分を行なう場合の手続が定められております。その施行規則の中には、懲戒を行なう場合には本人立ち合ひの上で地教委の教育長が本人にその懲戒内容を読んで聞かせるというふうな手続が必要であるということが規定されております。ところが、山形県である教員に対して行なった懲戒処分の中で、教育長が読み上げないで学校の校長先生がそれを読み上げたという事件が

あったそうでございます。これを厳密に言いますと、手続、考課に関する条例の施行規則では「教育長が」と書いてあるのを校長がやったわけでございますので、これが違法ではないかという申し立てが教育委員会のほうに来ておるといふことでございまして、そこで、県の教育委員会がこれに対する判断として、手続的にこれは教育長から校長にまかせたというふうに見るべきであらうから、この程度の問題では処分そのものが違法になるとは考えない、そういう指導をした、そのことではなからうかと、このように考えます。

○小林武君 その中で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律二十五条、その違法はどういうことになりますか。

○説明員(別府哲君) 御指摘の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の二十五条には、それぞれ他のもの規則に従った行政を執行しなければならぬという当然の原則が書かれておるわけでございます。御指摘のように、懲戒処分を行なうといったような行政を行なう場合にも定められた法律あるいは規則といったようなものに準拠しながら行なわなければならないことは当然のことだと考えております。

○小林武君 いや、それを聞いています。二十五条には書いてあるでしょう、「それぞれ前二条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例」と、「前二条」とあるわけだ。どこで一体これが違法になったのか。二十五条違反になったのか。どこです。

○説明員(別府哲君) この「前二条」と申しますのは二十三条と二十四条のことでございますが、二十三条には地方で行なう教育行政についての教育委員会の職務権限が書かれてございまして、二十四条には市町村長及び都道府県知事の職務が書かれております。そこで、いま先生が御指摘になりました違法と言っておるのは、処分を受けた職員あるいはその職員を支持しております組合が、教育委員会に対して、これは手続に違反をしておる

から違法だと、こう主張しておるものと考えます。これに対する教育委員会側の説明としては、これは教育長がやれと、こういつておるけれども、教育長がこれを校長にまかせたといったような手続をとったものであらう、この程度の問題で処分そのものが違法になるのではないという説明を山形県が行なっておるのではないかと、このように考えます。

○小林武君 これは確認書の中には、昭和四十四年四月二十三日山形県教育委員会委員長木田清さん、教育委員沢井修一さん、三浦コトさん、近野正さんと署名している。これは教員組合が勝手に違法だと言っているのではないのですか。確認したというのです。ただしこれは私は写しです。写しだけども、この写しは署名のやつが字がそれぞれ違って、判まであるから、これはうそだとも思っていないのです。そして私にきてくれと言った。ちょっと来て見てくれというわけですから、私は行くつもりですけれども、しかし私もここで絶対これはあれですということを言うほどまた厚かましくはない。しかし私はうそでないと思う。片方の文書はちゃんと判を押した公文書で、とにかく組合から来ているわけですから、私はそんなばかことを一つの県の組合の責任者がやるとは思えない。だから私はそれを信頼しては、何でも自分のほうが正しいのだということはいふけれども、あなたに対して物を言うときには、何でもないと言っている。だからあなたのおっしゃるのと違うのです。だから前二条の問題についてどこが一体違反のあれに入るのか。それによつて違うのです。任免とかその他いろいろなことについて教育委員会がやらなければならぬという条項もあるでしょう。だから私はそういう点で違反でございまして、しかしここには書いておりませんけれども、違反は認められけれども、処分は有効ですということと交渉の中で言っているかも知れぬ。違反のあれは出します。ただし処分は有効です、こういうことが教育界という世界で行なわれることがあるのかどうか。やり方はめ

ちゃくちゃなことをやったが、そのめちゃくちゃのあとから出てきた結果については有効だということならば、昔の極悪非道の役人でもようやうなことですよ。だから私はそういう不合理なことは絶対許さぬといふことなんです。だから私はそういうことになるならば明らかに違憲ですよ。違法のないところどこに処分が行なわれるのですか。しかもその手続が違法であるというばかな話はないといふことになるわけですよ。だから私はその点で、きょうはこれでおしまいにしようと思いましたが、きょうも、もう一べんまた機会を改めてやることにいたします。

そこで最後に私は局長さんにお尋ねいたします。一分か二分というふうなことに言ったことがない、そうすると、一分、二分というふうな何分、何秒の秒ぎざぎざで物を一体考えて、お前は二分間おくれたから、これは争議行為である、違法であるという三十七条一項の判断をしたとしたら、これはあなたは今度の判決書の上に立つて、どういふ判断をくだしますか。

○政府委員(宮地茂吉) 判決書の趣旨に基づいて、ただ一分、二分だからどういふような判断は、これはなかなか私はむずかしいと思います。やはり具体的な事件が、こういう事件があった場合にそのうちの一分、二分はどうかというふうな判断に基づきませんと、一般論、抽象論として、一分、二分はよいのだ、それなら三分以上はいけないのかというふうな理屈がすぐ出てまいりますので、一般論としてこういうことをお答えするのはいろいろ誤解を生むと思いますので、具体的な問題に即してお答えすべきであらうというふうに考えます。

○小林武君 それはこの中に書いていません。どういふものが問題になるのだということを書いておりませんか。どうですか、これ。この中に書いています。あなたそこを讀んでください。私が讀むまでもないでしょう。公共性というものをやっぱり認めているのですから、その場合に公共性の立場から見ると、これはどう考えて

も違法だというのは、こうでなければならぬというふうな読みとれるように書いておられます。あなたのように行政面の責任を持ってやっている人はそういうことが正確につかめなかったらできないですよ。ここでは大学の先生が法律の条文をいじって理論的に構成するとか、分析するとかというものでないのですから、あなたたちは出たらそのことを直ちに罰するとか罰しないとかという具体的な問題にぶつかるとあなたがたたちの役目なんですよ。しかも初局長の責任という立場から見れば、あなたの責任はきわめて重いですよ。そうしたら、どうしてこの中のあれをお読みにならぬのですか、具体的なとか何とか逃げ口上みたいなことを言わねえでくださいよ。

○政府委員(宮地茂君) 先生のおっしゃいました時間的なことが書いてありますのは、これはいままで先生もたびたびお話の中にございました一四ページにございます。一四ページに争議行為が、「ひとしく争議行為といつても、種々の態様のものがあり、きわめて短時間の同盟罷業または意業のような単純な不作業のごときは、直ちに国民全体の利益を害し、国民生活に重大な支障をもたらすおそれがあるとは必ずしもいえない。こういうふうにしてある。しかしながら、だからといって一分、二分はいないなどというようなことは、これを文字どおり解釈するということはこれはよくないと思います。ですからここに書いてはございます。しかし、必ずしも言えませんが」ということで、やはりこれは小林先生もたびたび御指摘のような、上すべりで一分、二分ならいいんだ、三分はいかぬのだという形式的、上すべりでなく、やはり熱誠玩味して個々のケースに応じて慎重に私はやるべきであるという意味でお答えした次第でございます。二一ページにいきますれば、またこれは包括的に本件の一斉休職争は同盟罷業またはサボタージュに当たるといふことを言っております。しかし、本件の一斉休職争だつて本人として一分、二分しか参加しなかった人もおると思います。したがって、単にこれ

を字づらだけで読まないで、私もこの判決から得ますものは先生もいろいろおっしゃいました。が、文字どおり上すべりじゃなくて慎重に読めという意味ですから、ただ一分、二分とかいうようなことでなく、慎重にやるという気持ちには私も十分感じております。

○小林武君 ぼくは字づらだけ読んだというのかね。失敬なこと言ふんじやないよ。きみにそれじゃ聞かしてくれども、それじゃ二分という時間が一体国民の生活全体の利益に非常な問題をきたした、直ちに公務の停廃をきたし、ひいては国民生活全体の利益を害するとは言えないという、そういう二分が国民生活全体の利益を害する、公務の停廃をきたすという、そういう二分の内容をあなたはどう考えるのか、あなたは実施面の責任者だからそのことについて二分だつてこういう問題がありますということがあったら言ってくださう。

○政府委員(宮地茂君) これは小林先生が必ずしも字づらだけ読んだとおっしゃることで、先生と指摘したわけじゃございませんが、要するにここに書かれてありますけれども、必ずしもそれは言えませんが、ふうふうにもありますし、また二一ページには、くどうございませうけれども、もう一度読みますと、「本件の一斉休職争は、同盟罷業または意業にあたり、その職務の停廃が次代の国民の教育上に障害をもたらすものとして、その違法性を否定することができない」と云々と、こういうふうにございます。争議行為というものはこれはやはり集団がやります集団的な行為だと思ひます。個々の人は一分、二分の人もありましようし、五十分や一時間もありませんし、要するにストライキというものは個々人もさることながら、やはり集団としてなされた行為というものを十分着目しなければいかぬと思ひます。学校におきまして、一分、二分授業がおくれないとかおくれなとか、ストライキでないときでも三分、五分おくれて教壇に立たれる先生はあると思ひます。授業の終わらだつて五分も早く切り上げる先生も

あると思ひます。したがって、その場合に五分切り上げたかどうか、三分早くやたらかどうかとか、そういうことを一般論として言うのは私はやはり当を得ないで、そのときの教育上の都合で五分早く、あるいは十分早く切り上げるのも教育的によい場合もございませうし、授業時間過ぎて五分、七分、鐘が鳴った以上にやるのが教育の効果をあげるという場合もございませうので、御質問に対して、こういう場合に一分、二分が大事です、こういう答えは私はいま適正にできません。要するに気持ちとしては、一分、二分だからよい。あるいは何分以上だつたら悪いというようにすることは一般論としては私は言えないということだけは御了解いただきたいと思ひます。

○小林武君 あなた根本的に間違っているよ。あなたは同盟罷業ということばを知っていますか。同盟罷業と使っているのですよ。この判決書は個人が二分間おくれたとかおくれなとかいっているのじやないのです。同盟罷業、意業、サボタージュ、サボタージュのような行為、きちんと分けておる。同盟罷業と、そういうられるようなものでも書いておるのです。あなたそれを集団の場合はどうであるとか、集団でない同盟罷業というものはありますか。一人でやる同盟罷業というものはあまり聞いたことがない。あなたたちはそういう法律の用語をいかにげんにごまかしたり、労働上の用語をごまかしたりしたらいかなりますよ。あなた同盟罷業やつて、同盟罷業というふうなものを取り上げる場合に、実際のあれが停廃されを及ぼしたという場合には、これは問題なんだと、ここに書いてある。あなたが読んだとおりのんです。あなたの考えているのは授業のことを考えればいい。ほかのことは考えなくてもいい。学校のことなんです。その場合に二分の問題、二分は戒告であるという、これも一般論じゃありません。その二分間について、こういう二分はよろしい、こういう二分はどうだということは何も書いてない。二分間というのは戒告だ、こう言つて

いる。これはど明確なことが出ているなら、あなた出せるじやありませんか。そういうことについて指導力のないようなことがやられるからとんでもないことが各県で行なわれるのですよ。そうして処罰をする。懲戒処分をするような立場にあるものがわいろなんかもらつて引張られるような腐敗をきたすことになるわけですよ。いそれうい問題出るでしようけれども、私はそういう点についてもっと常識的にはっきりしたあれをやつてもらいたい。なまくら答弁やつて事をごまかそうなんという態度をやめてもらいたい。あなたのいうな答弁でものはおさまらぬということをよく考えておきなさい。きょうはあなた二分についてどういう考えがあるか、再度お伺いして、いずれも納得がいかなければこの問題はそれではまた次回にたつぷり時間をかけてやることにいたします。二分についてあなたの考え方をきちんと書いてみなさい。あなたは一体どういふふうに分二ということについて考へるか。一般論ではなくて、具体的に、いままであなたがいふ文部省長いわけだから、あの場合もこの場合もいろいろな場合想定できる。こういうのもあった、ああいうのもあったということはわかるわけでしょう。しかし、山形県で出している二分間というのはだれでもいい、どんな場合であつても二分間という時間を上回つたものは処罰すると、こういつている。そのことのあるは一般論ではどう考へます。

○政府委員(宮地茂君) 先生がお読みになり、お持ちになつておられる資料を私は全然見ておりませんので、その一分、二分がどういふふうで書いてあるのかわかりませんが、私はおそれなく一般論、常識論として一分か二分遅刻した者がどういふふうなことを一々処分をするということは一般的ではないと思ひます。しかし、それを解釈するものが、それでは毎日一分、二分おくれつてやろうというふうなことになると思います。それは一分、二分といつて処分しないということもできないと思ひます。それから一分、二分といふのは、授業に食い込んだことだと思ひ

です。その場合に、勤務時間に食い込んだ場合と授業に二分食い込んだといったような場合と、何か常識的に一、二分という場合と、やはりそれぞ

れ事柄が違ふと思います。山形の場合は山形の事態に即して私はなされたものだと思いますし、それからいまのお尋ねをそらすつもりは毛頭ございませんが、先ほど来地方課長もその問題についてお答えしましたが、本日、ただいま先生があげておられます件は私も十分承知しておりませんので、さっそく山形県のを取り寄せますし、事情も聞きまして、その上でお答えさせていただきますたいと思います。繰り返しますが、小林先生どのようにおとりになられましたか、私もはまじめに答えておるつもりでございます。決してごまかそうとか何とかというつもりで答えてはおりません。これだけは御了承いただきたいと思ひます。

○小林武君 これで終わります。あなたのおっしゃるようによく調べてということはけっこうです。私のほうも調べてやっぱりやらなければなりません。ただあなたが、口がすべったんだと思うんですけれども、毎日一分、二分おくれる者とはいうようなことで、それが何か懲戒になるような印象で、これは調べられるのですが、そんなことはない。一分、二分毎日おくれるような者があつたら、みんな、おまえそんなことではだめだ、おくれなさい、と、学校の先生じゃないかというぐらゐのことを言えないような学校の雰囲気はだめです。それではないんだ。これは同盟罷業という問題の一分、二分なんだから。その場合に判決書の中に書いてある、このほんとうに国家のあれに影響するような、社会のあれに影響するような大ごとなのかどうか、幅のある何段階かの解釈の上に立つて解決すべきでないかというのが私の意見。まあ大体そこまでできておつた。最後のほうでのらりくらりになったけれども、まあ事情がわからぬからそうなんだらうと善意に解釈して、これはお互いにやはり十分に冷静になつて物事を突きとめなければならぬと思ひますか

ら、これは承いたしました。きょうは終わります。

○委員長(久保勲一君) 本件に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会